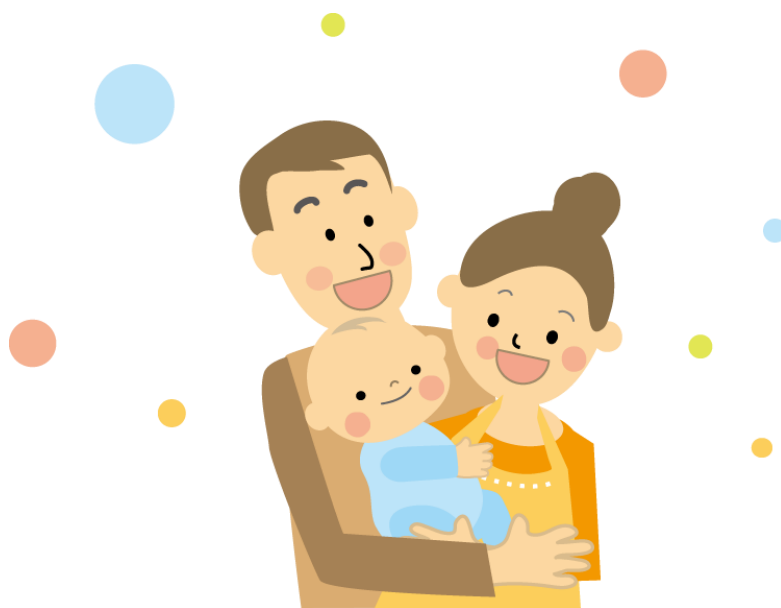


青森県 藤崎町
子ども・子育て支援事業計画



平成27年3月

目 次

第1章 計画策定の背景と位置づけ	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	3
4 策定体制	3
5 子ども・子育て支援制度の概要	4
第2章 本町の現況	7
1 人口・世帯	7
2 人口動態	9
3 産業構造	11
第3章 子ども・子育てを取り巻く環境	12
1 本町の子どもの状況	12
2 保育・教育等の概況	15
3 主な保健・医療・子育て関連施設等の状況	17
4 子育て家庭の状況（アンケート結果概要）	18
5 子ども・子育て支援の課題の整理	24
第4章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	26
1 基本的な視点	26
2 基本理念	27
3 施策の体系	28
第5章 量の見込みと提供体制	29
1 教育・保育の二一ズ量の見込みの考え方	29
2 児童数及び子育て家庭の今後の見通し	33
3 教育・保育提供区域の考え方について	36
4 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制	39
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	41
6 教育・保育の一体的提供の推進	46
7 教育・保育施設の質の向上	47
8 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保	47

第6章 子育て支援施策の展開（次世代育成支援対策）	48
基本目標1：すべての家庭の子育てを応援	48
基本目標2：仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	55
基本目標3：学びを通して親子が育つ環境づくり	59
基本目標4：安心・安全な子育てのまちづくり	63
第7章 計画の着実な推進に向けて	65
1 計画の推進体制	65
2 計画の達成状況の点検・評価	65
資料編	66
1 条例	66
2 委員名簿	67

第1章 計画策定の背景と位置づけ

1 計画策定の背景

急速な少子化を背景に、子どもを取り巻く環境が変化する中、社会全体で子ども・子育てを支援することが重要となっています。このような状況の下、国では「新エンゼルプラン」（平成11年）や「次世代育成支援対策推進法」（平成15年）に基づき、少子化対策や就労等の支援対策を実施してきたところです。

藤崎町においては、平成26年度までを計画期間とした「次世代育成支援対策行動計画」を策定し、すべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援施策の方向性や目標を定め、子育て支援に取り組んできました。

依然子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域、その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすとともに、そうした取組を通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現」を目指すことを目的として「藤崎町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

（参考）子ども・子育て支援法の趣旨

子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の着実な実施を柱として、次のことを目指す。

- ◎ 乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とする情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を、社会全体の責任で整備すること。
- ◎ 保護者が子育ての責任を果たし、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じる事が可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添いながら、親としての成長を支援すること。

（内閣府「基本指針」の要約）

（参考）次世代育成支援対策推進法の改定概要

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、職場・地域における子育てしやすい環境の整備に向け、次世代育成支援対策推進法の有効期限の延長、一般事業主行動計画の策定・届出義務に係る特例措置の創設、母子家庭及び父子家庭に対する支援の拡充、児童扶養手当と年金の併給調整の見直し等の所要の措置を講ずる。

（厚生労働省資料）

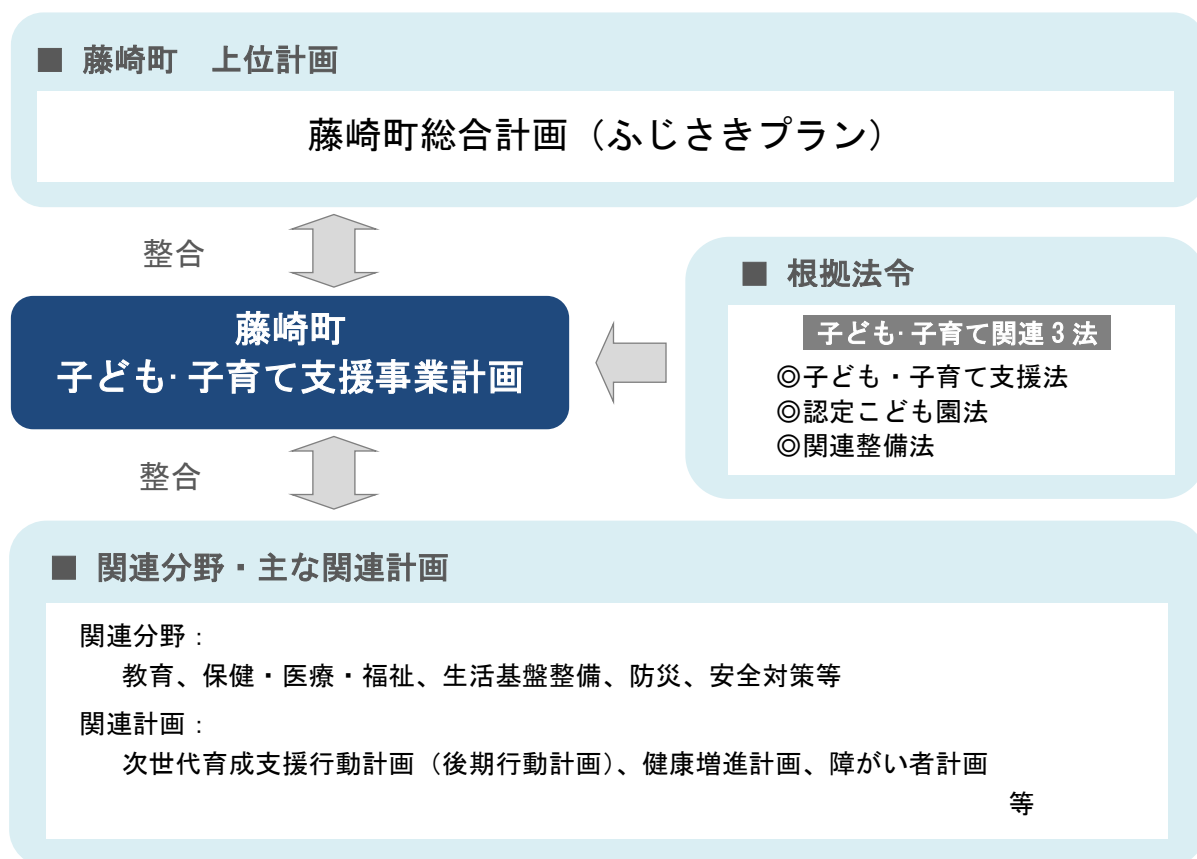
2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、すべての子どもと子育て家庭を対象として、藤崎町が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。

また、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくため、新たな仕組みを構築し、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」をめざすものです。

策定にあたっては、これまで進めてきた「次世代育成支援対策行動計画」における取り組みについても、子どもと子育て家庭に関わる施策を踏まえて、同時に様々な分野の取り組みを総合的かつ計画的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性を持ったものとして定めています。

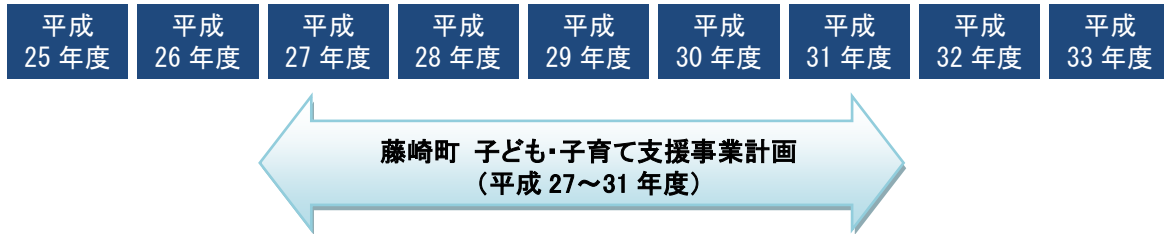
図表1 計画の位置付け



3 計画期間

本計画は、平成 27 年度～平成 31 年度の 5 年間とし、直近の現状を踏まえた適切な補正を行います。

図表 2 計画の期間



4 策定体制

計画策定にあたっては、子育て家庭の現状や意向、関係者との審議など、幅広い意見を計画改定に反映するよう努めました。

(1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第 77 条に定められている「藤崎町子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。

(2) アンケート調査（就学前児童の保護者、小学生の保護者）の実施

本計画策定に当たり、就学前児童及び小学生の保護者を対象として、次のことを把握するアンケートを実施しました。

- 子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ること。
- 就学前児童及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。

図表 3 アンケート調査実施概要

項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童	535	326	60.9%
	小学生	595	386	64.9%
調査期間	平成 25 年 12 月			
調査方法	郵送による配付・回収			

5 子ども・子育て支援制度の概要

(1) 新制度の目的

本計画は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された3つの法律（子ども・子育て関連3法（平成24年8月22日公布））に基づく新たな制度であり、平成27年度（平成27年4月）から施行されます。

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（上記に2法に伴う児童福祉法ほかの改正）



平成27年4月 施行（新制度スタート）

(2) 子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の概要

市町村は「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」を実施します。

① 子ども・子育て支援給付

種類	対象事業
(ア) 施設型給付（※1）	幼稚園、保育所（園）、認定こども園
(イ) 地域型保育給付（※1）	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
(ウ) 児童手当（※2）	—

※1 (ア) 施設型給付、(イ) 地域型保育給付は、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定（認定区分）した上で給付。（子ども・子育て支援法 第19条）

※2 児童手当法に規定する児童手当の支給（子ども・子育て支援法 第9条）

区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	3～5歳	なし（学校教育）	幼稚園
2号認定	3～5歳	あり（保育認定）	保育所（園）、認定こども園
3号認定	0～2歳	あり（保育認定）	保育所（園）、認定こども園、地域型保育

② 地域子ども・子育て支援事業（13事業）

- | | |
|--------------------|-------------------------------------|
| 1) 利用者支援事業 | 9) 子育て援助活動支援事業
（ファミリー・サポート・センター） |
| 2) 一時預かり事業 | 10) 延長保育事業 |
| 3) 学童クラブ（放課後児童クラブ） | 11) 病児保育事業 |
| 4) 地域子育て支援拠点事業 | 12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| 5) 妊婦健康診査 | 13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 |
| 6) 乳児家庭全戸訪問事業 | |
| 7) 養育支援訪問事業 | |
| 8) 子育て短期支援事業 | |

(2) 市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項

- 事業計画に定める事項は、「必須記載事項」と「任意記載事項」があります。
(子ども・子育て支援法 第61条第2項・第3項)
- 本計画では、「必須記載事項」、「任意記載事項」とともに定めます。

種 類	対象事業
(ア) 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等	市町村子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠、基本理念、目的等を記載すること。
(イ) 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間	市町村子ども・子育て支援事業計画の期間（5年間）を定めること。
(ウ) 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期	市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期を定めること。
(エ) 教育・保育提供区域の設定 (※1)	教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容、各教育・保育提供区域の状況等を定めること。
(オ) 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 (※1)	<ul style="list-style-type: none"> ● 各年度における教育・保育の量の見込み 各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込み（満3歳未満の子どもについては保育利用率を含む。）を定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。 ● 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 認定区分ごと及び特定教育・保育施設（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園を含む）又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。
(カ) 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 (※1)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。 ● 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。
(キ) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 (※1)	認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所（園）と小学校等との連携の推進方策を定めること。
(ク) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項	育児休業満了時（原則1歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の計画的な整備等、各市町村の実情に応じた施策を定めること。

※1 必須記載事項

種 類	対象事業
(ケ) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項	児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等について、都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を定めること。
(コ) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、各市町村の実情に応じた施策を定めること。
(サ) 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価	各年度における市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。

第2章 本町の現況

計画策定にあたって、本町の現況は次のとおりです。

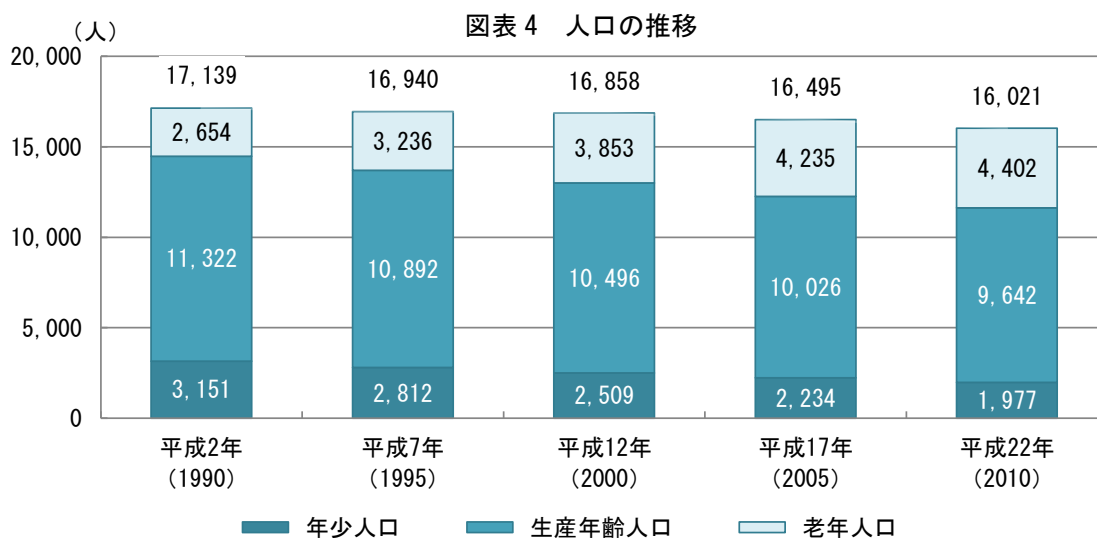
1 人口・世帯

藤崎町の人口及び世帯の推移状況から、人口の減少、少子高齢化の進行がうかがえ、世帯推移においては、世帯数は増加していますが、核家族世帯の増加、1世帯あたりの世帯人員の減少する状況にあります。

(1) 人口の推移

平成2年以降の人口の推移をみると、総人口は減少傾向にあり、平成22年には16,021人となっています。

「年少人口（0～14歳）」「生産年齢人口（15～64歳）」「老年人口（65歳以上）」による人口割合の推移では、「年少人口」、「生産年齢人口」はともに減少し、「老年人口」は増加しています。



(単位：人)

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	17,139	16,940	16,858	16,495	16,021
年少人口	3,151	2,812	2,509	2,234	1,977
生産年齢人口	11,322	10,892	10,496	10,026	9,642
老年人口	2,654	3,236	3,853	4,235	4,402

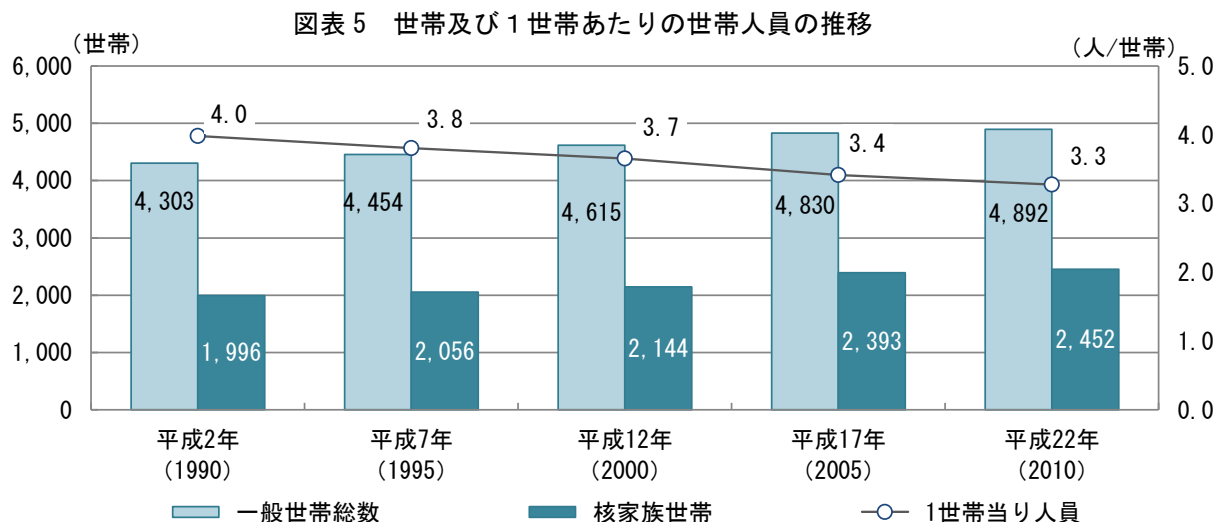
※ 総人口は、年齢別人口に年齢不詳人口を含めた合計となっています。

資料：国勢調査

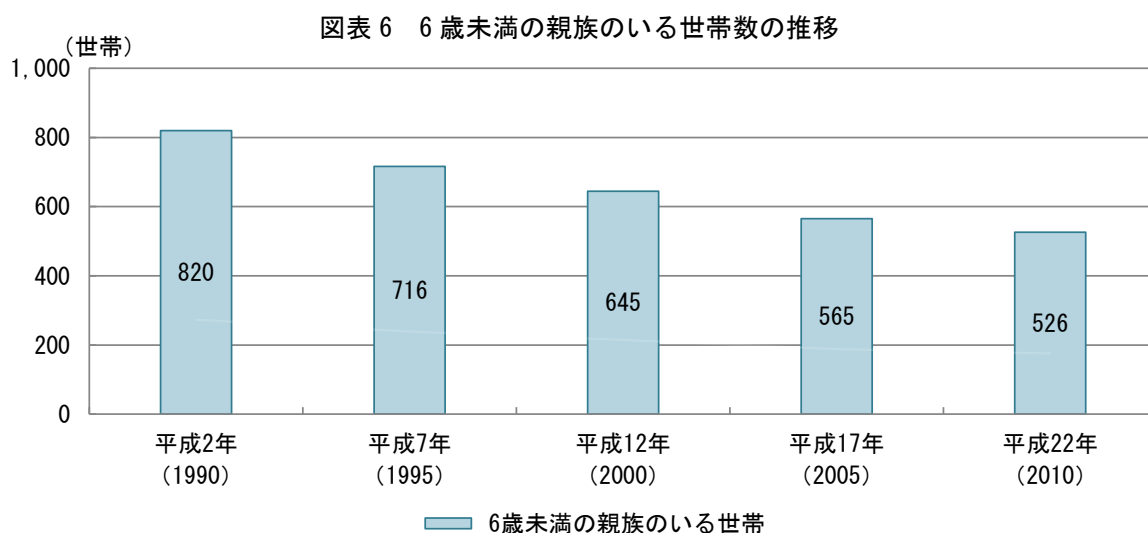
(2) 世帯数及び1世帯あたりの世帯人員の推移

世帯及び1世帯あたりの世帯人員の推移をみると、平成2年以降の世帯数は増加傾向にあり、平成22年の世帯数は4,892世帯となっています。

また、平成22年の核家族世帯は、2,452世帯と増加がみられる一方で、1世帯あたりの世帯人員は3.3人と、平成2年以降減少しています。



また、6歳未満の親族のいる世帯数は減少傾向にあり、平成17年には600世帯を下回り、平成22年には526世帯と、一般世帯の1割(10.8%)となっています。



(単位：世帯・人/世帯)

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯数	4,303	4,454	4,615	4,830	4,892
核家族世帯	1,996	2,056	2,144	2,393	2,452
6歳未満の親族のいる世帯	820	716	645	565	526
一世帯あたりの人員	4.0	3.8	3.7	3.4	3.3

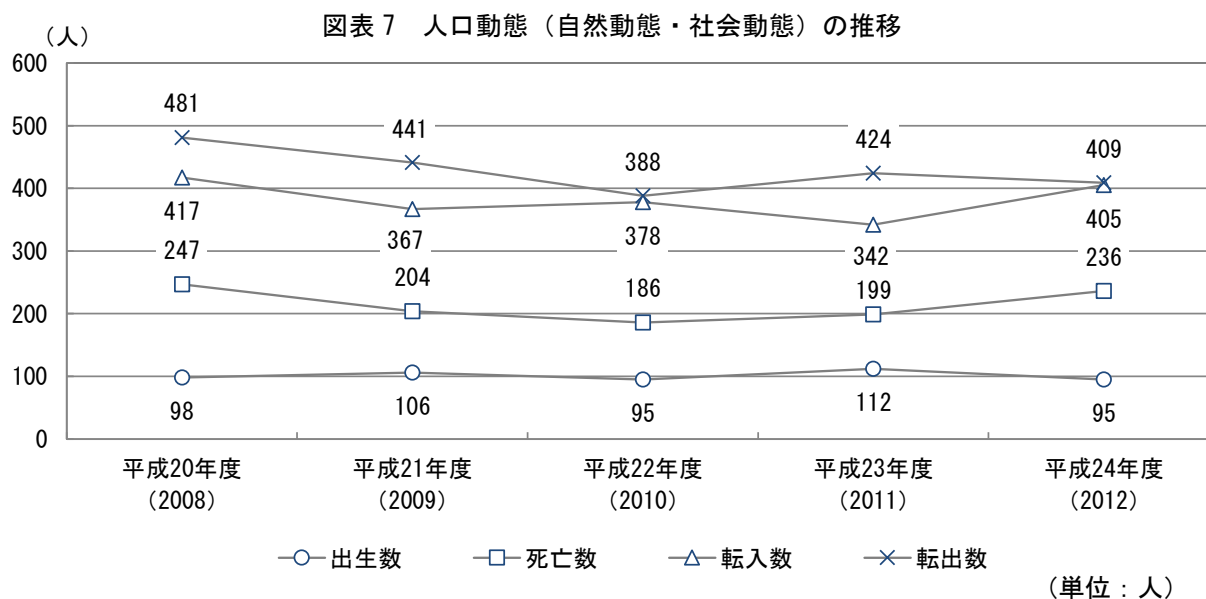
資料：国勢調査

2 人口動態

平成 20～24 年度の人口動態をみると、自然動態（出生・死亡）については、死亡者数が出生者数を上回り、自然減が続いています。

また、社会動態（転入・転出）では、年度による増減はありますが、転出者が転入者を上回り、社会減が続いています。

人口動態全体の推移から、近年自然減、社会減が続き、人口減少及び少子化の進行していることがうかがえます。



年次	自然動態			社会動態			増減
	出生者数	死亡者数	増減	転入者数	転出者数	増減	
平成 20 年度	98	247	△ 149	417	481	△ 64	△ 213
21 年度	106	204	△ 98	367	441	△ 74	△ 172
22 年度	95	186	△ 91	378	388	△ 10	△ 101
23 年度	112	199	△ 87	342	424	△ 82	△ 169
24 年度	95	236	△ 141	405	409	△ 4	△ 145

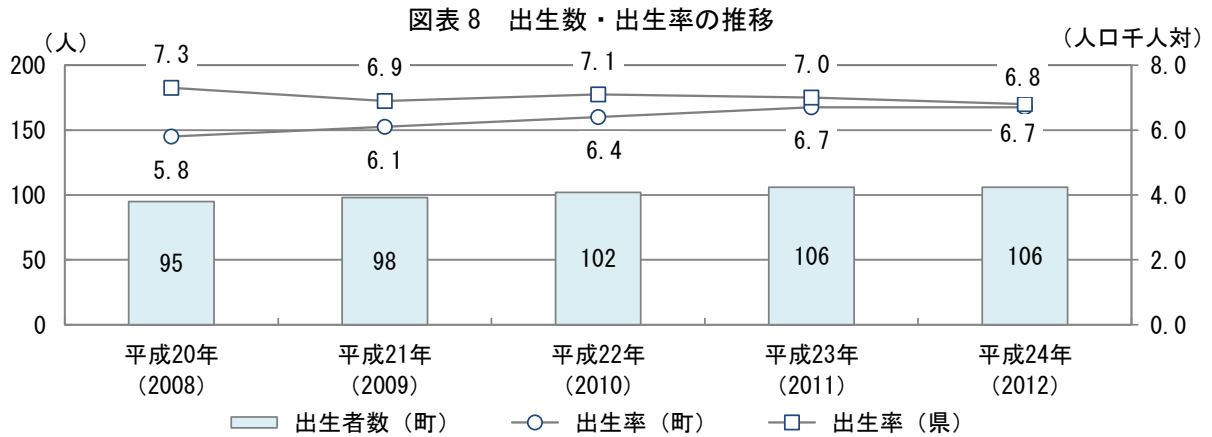
※その他（転入取消、住所設定、職権削除）は、含んでいません。

資料：人口動態調査

(1) 出生数・出生率の推移

平成20年以降の本町及び県の出生数及び出生率の推移をみると、本町の出生者数は年々増加しており、平成24年の出生者数は106人となっています。

また、県の出生率と比較すると、県の出生率は減少傾向にあるなかで、本町の出生率は増加傾向にあり、平成24年における本町の出生率は6.7となっています。



(単位：人・人口千人対)

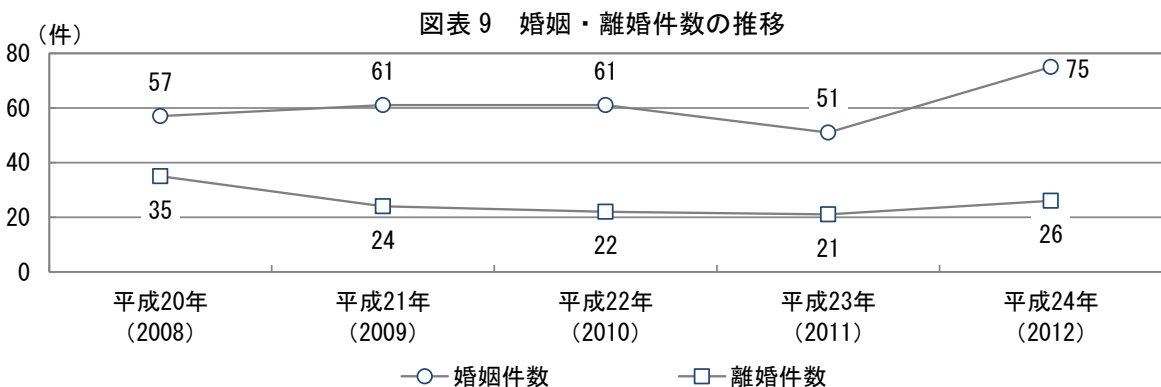
区分		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
藤崎町	出生者数	95	98	102	106	106
	出生率	5.8	6.1	6.4	6.7	6.7
青森県	出生者数	10,187	9,523	9,711	9,531	9,168
	出生率	7.3	6.9	7.1	7.0	6.8

※出生率は人口千人対

資料：中南地域県民局地域健康福祉部事業概要

(2) 婚姻・離婚件数の推移

平成20年以降の婚姻・離婚件数をみると、期間における平均婚姻数は60件、離婚件数は25件となっています。



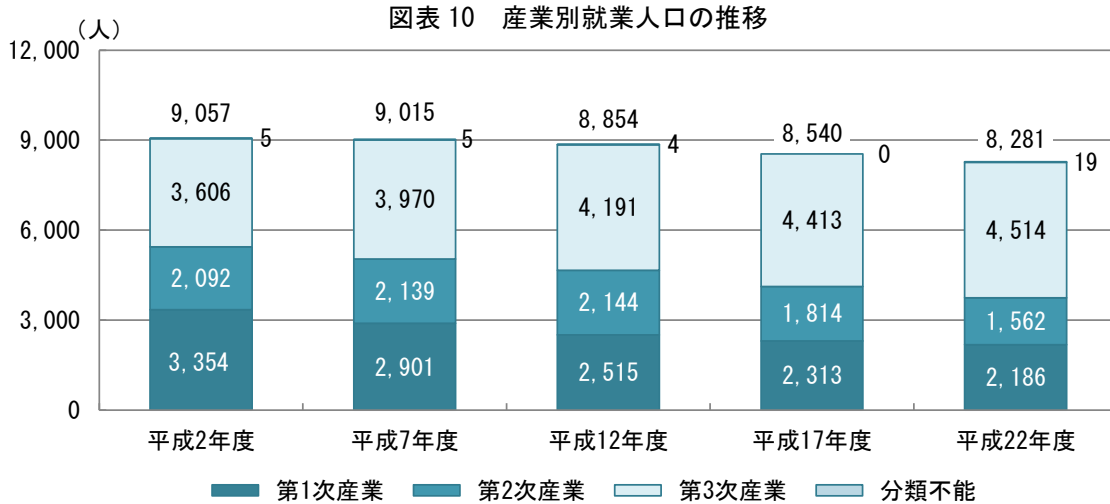
(単位：人)

区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
婚姻件数	57	61	61	51	75
離婚件数	35	24	22	21	26

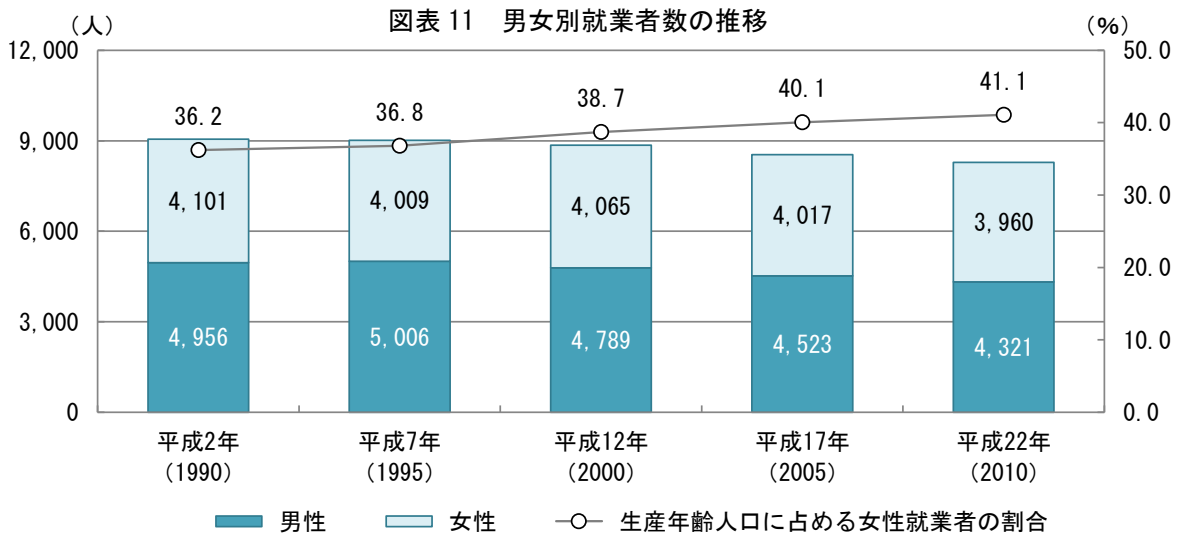
資料：人口動態調査

3 産業構造

本町では、総人口の減少とともに、就業人口も減少傾向にあり、平成22年の就業人口は8,281人となっています。



また、本町の実業従事者を男女別にみると、男女ともに実業従事者は減少していますが、各年の生産年齢人口に占める女性実業従事者の割合は増加しています。



(単位：人・%)

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	
就業者数	9,057	9,015	8,854	8,540	8,281	
産業別	第1次産業	3,354	2,901	2,515	2,313	2,186
	第2次産業	2,092	2,139	2,144	1,814	1,562
	第3次産業	3,606	3,970	4,191	4,413	4,514
	分類不能	5	5	4	0	19
性別	男性	4,956	5,006	4,789	4,523	4,321
	女性	4,101	4,009	4,065	4,017	3,960
生産年齢人口に占める女性実業従事者の割合	36.2	36.8	38.7	40.1	41.1	

資料：国勢調査

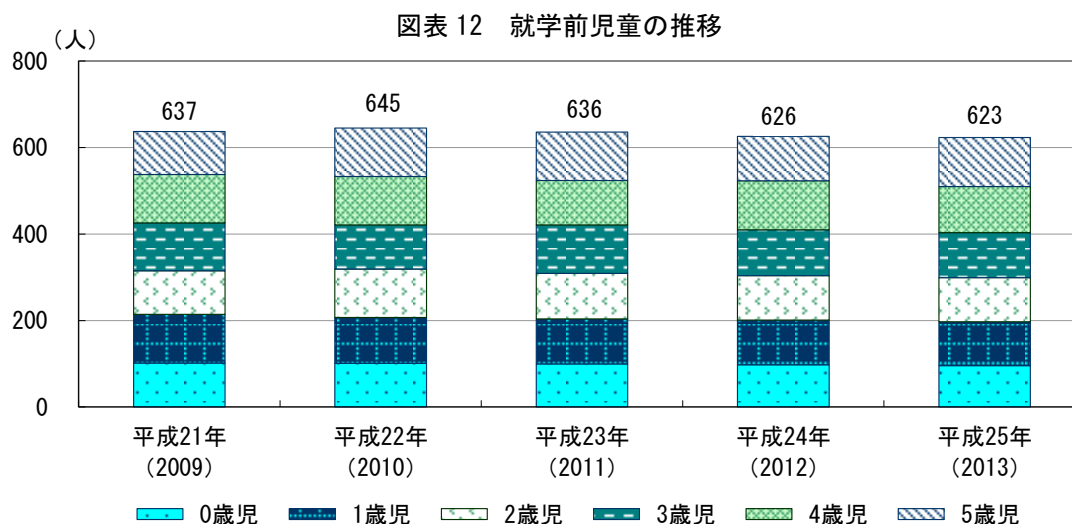
第3章 子ども・子育てを取り巻く環境

本町の子ども・子育てを取り巻く環境として、保育所（園）の入所児童数、小中学生児童数及び放課後児童クラブの利用状況、アンケート調査による子育て家庭の状況等についてまとめます。

1 本町の子どもの状況

(1) 就学前児童（0～5歳児）

本町の就学前児童（0～5歳児）は、年齢ごとの推移は各年齢で増減がみられますが、就学前児童全体では平成22年以降、やや減少傾向にあり、平成25年10月1日現在の就学前児童数は623人となっています。



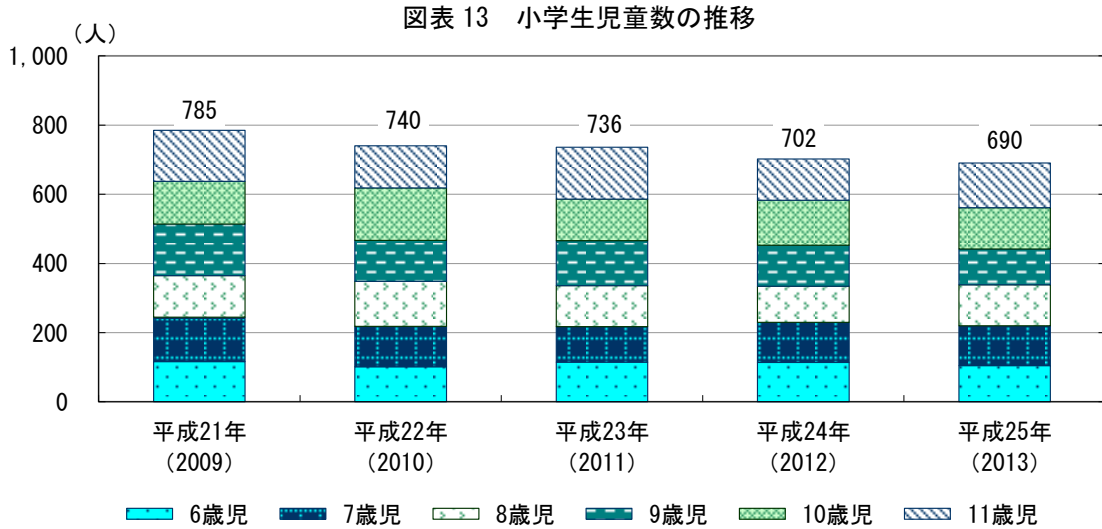
(単位：人)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
0 歳 児	102	101	100	98	96
1 歳 児	112	106	104	103	101
2 歳 児	101	112	105	103	102
3 歳 児	111	102	112	106	104
4 歳 児	112	112	103	113	107
5 歳 児	99	112	112	103	113
合 計	637	645	636	626	623

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 小学生児童数 (6~11 歳児)

本町の小学生児童数 (6~11 歳児) は、平成 21 年以降、毎年減少しており、平成 25 年 10 月 1 日現在の小学生児童数は 690 人となっています。



(単位：人)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
6 歳 児	116	101	115	114	105
7 歳 児	129	117	102	116	115
8 歳 児	120	130	119	104	118
9 歳 児	149	119	130	119	104
10 歳 児	123	151	120	130	119
11 歳 児	148	122	150	119	129
合 計	785	740	736	702	690

資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

(3) 障がいのある子どもの人数 (18 歳未満)

本町の 18 歳未満の障がいのある子どもの状況を、手帳交付者数の推移からみると、平成 21 年以降全体として増加しており、なかでも知的障がいのある子どもの人数は増加がみられます。

なお、平成 25 年の 18 歳未満の障がいのある子どもの人数は 32 人となっています。

図表 14 手帳交付者数の推移

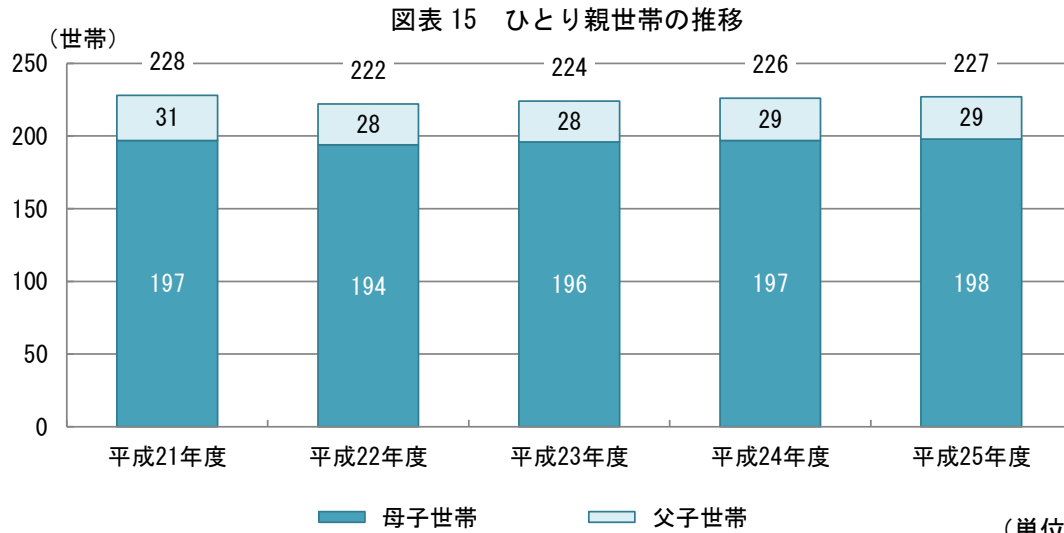
(単位：人)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
身体障がい	2	3	5	4	6
知的障がい	21	21	22	25	26
精神障がい	0	0	1	1	0
合 計	23	24	28	30	32

資料：藤崎町

(4) ひとり親世帯（母子・父子家庭）

本町のひとり親世帯（母子・父子家庭）の状況は、平成22年以降、増加しており、平成25年のひとり親世帯数は227世帯となっています。



	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
母子世帯	197	194	196	197	198
父子世帯	31	28	28	29	29
合計	228	222	224	226	227

資料：藤崎町

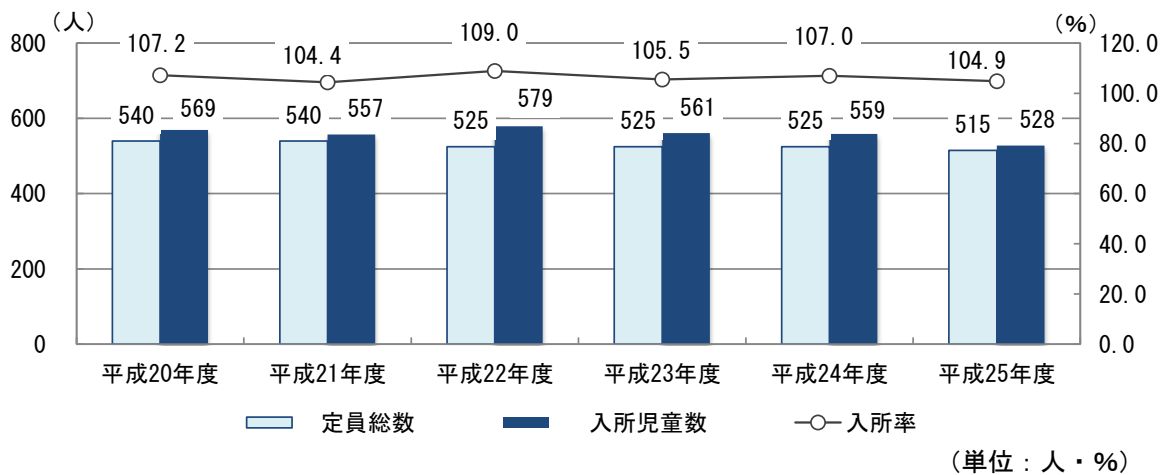
2 保育・教育等の概況

(1) 保育所（園）の利用状況

本町の保育所（園）の利用は、年度当初よりも年度中に入所者が増加する傾向にあり、各年度3月末の入所状況をみると、平成25年度の定員数は515人と平成20年度より減少していますが、各年度ともに定員を上回る利用があります。

なお、平成25年度末(平成26年3月末)の利用は、528人であり、入所率は104.9%となっています。

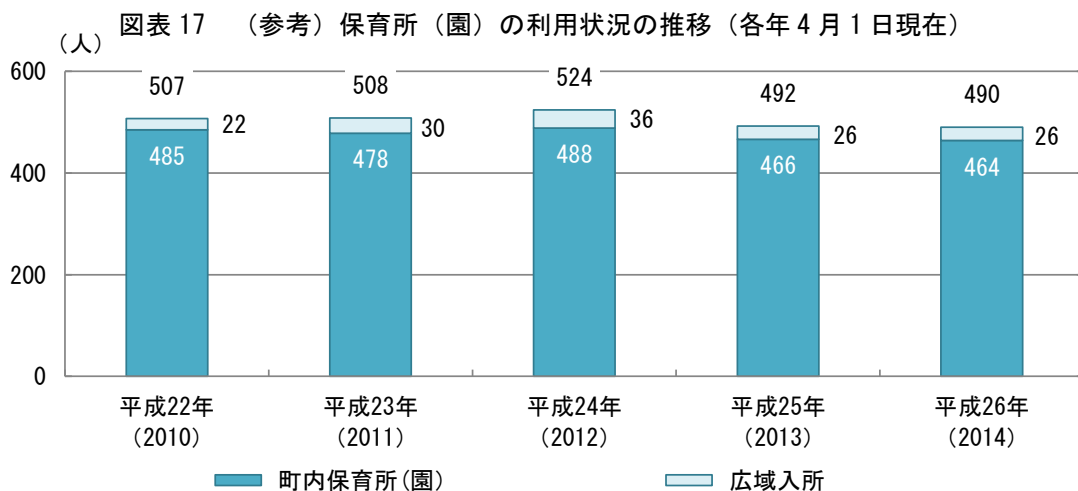
図表 16 保育所（園）の入所児童数の推移（各年度3月末現在）



	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
定員総数	540	540	525	525	525	515
入所児童数	569	557	579	561	559	528
入所率	107.2	104.4	109.0	105.5	107.0	104.9

※保育所（園）入所児童数及び入所率は、広域入所（他市町村委託）を含みます。 資料：藤崎町

参考までに、各年4月1日現在（各年度当初）の保育所（園）の入所状況は次のとおりです。



資料：藤崎町

(単位：人)

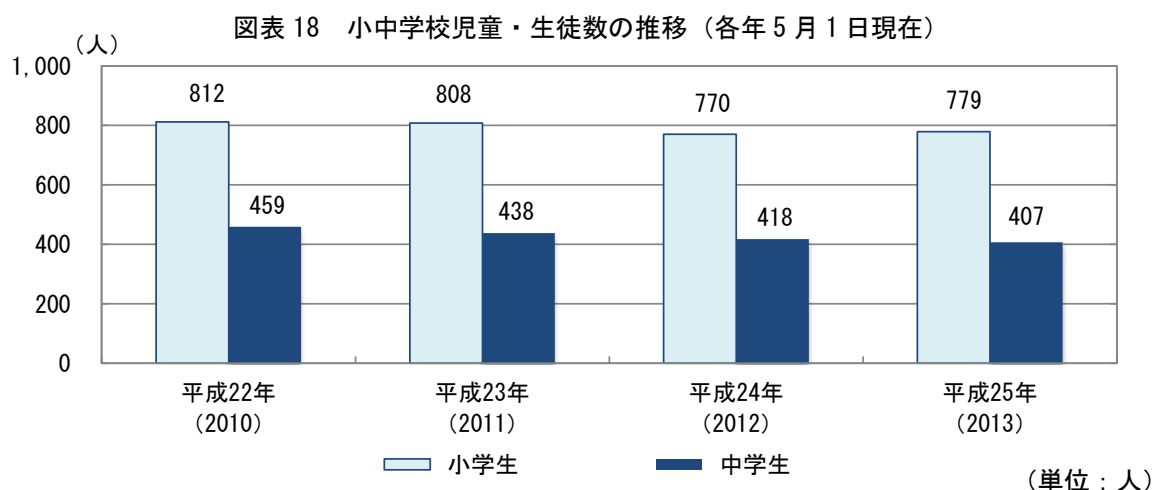
		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	定員	平成 26 年 充足率
町内	藤崎保育所	121	123	127	123	131	150	87.3%
	西中野目保育所	42	47	45	40	35	50	70.0%
	小畑保育所	42	37	35	31	36	45	80.0%
	ふじ保育園	62	54	60	63	57	60	95.0%
	ときわ保育園	107	107	104	97	94	110	85.5%
	水木保育園	68	79	85	84	80	70	114.3%
	福島保育園	43	31	32	28	31	30	103.3%
広域入所	22	30	36	26	26	—	—	
保育児童数合計		507	508	524	492	490	515	95.5%
合計内 0～2 歳児数		174	189	203	204	204	—	—

資料：藤崎町

(2) 小中学生児童・生徒数

本町には、小学校が 3 校、中学校が 2 校あり、平成 22 年以降の推移をみると、小学生児童数は平成 25 年に増加していますが、中学生生徒数は、年々減少となっています。

平成 25 年の小学生は 779 人、中学生は 407 人となっています。



	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
小学生	812	808	770	779
中学生	459	438	418	407

資料：藤崎町

図表 19 各小学校の児童数の推移

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
藤崎小学校	249	256	247	250
藤崎中央小学校	232	214	193	196
常盤小学校	331	338	330	333
合計	812	808	770	779

資料：藤崎町

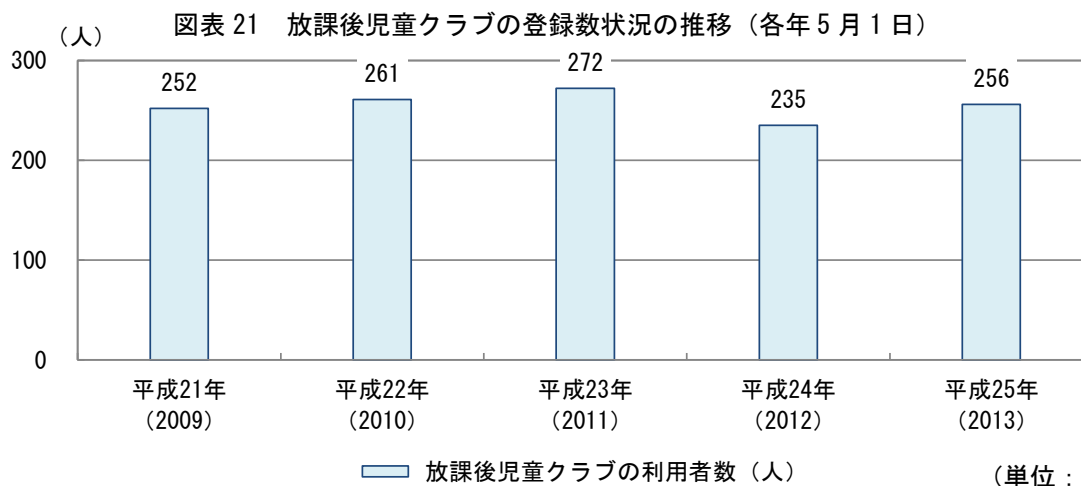
図表 20 各中学校の生徒数の推移

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
藤 崎 中 学 校	280	260	251	237
明 徳 中 学 校	179	178	167	170
合 計	459	438	418	407

資料：藤崎町

(3) 放課後児童クラブの利用状況

本町の放課後児童クラブの登録数は、各年で増減がみられますが、平成 21～25 年の平均登録人数は 255 人であり、平成 25 年 5 月の登録数は 256 人となっています。



	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
放課後児童クラブ	252	261	272	235	256
藤崎小学校学童クラブ	86	86	103	84	93
中央小学校学童クラブ	81	87	81	65	60
常盤小学校学童クラブ	85	88	88	86	103

資料：藤崎町

3 主な保健・医療・子育て関連施設等の状況

本町の藤崎地域及び常盤地域の主な保健・医療・子育て関連施設等の状況は、次のとおりです。

図表 22 主な保健・医療・子育て関連施設等の状況

(単位：か所)

	藤崎地区	常盤地区	合計
病 院	0	1	1
一 般 診 療 所	5	1	6
歯 科 医 院	5	1	6
保 育 所 (園)	4	3	7
幼 稚 園	1	0	1
放 課 後 児 童 ク ラ ブ	2	1	3
地 域 子 育 て 支 援 セ ン タ ー	1	1	2

資料：藤崎町

4 子育て家庭の状況（アンケート結果概要）

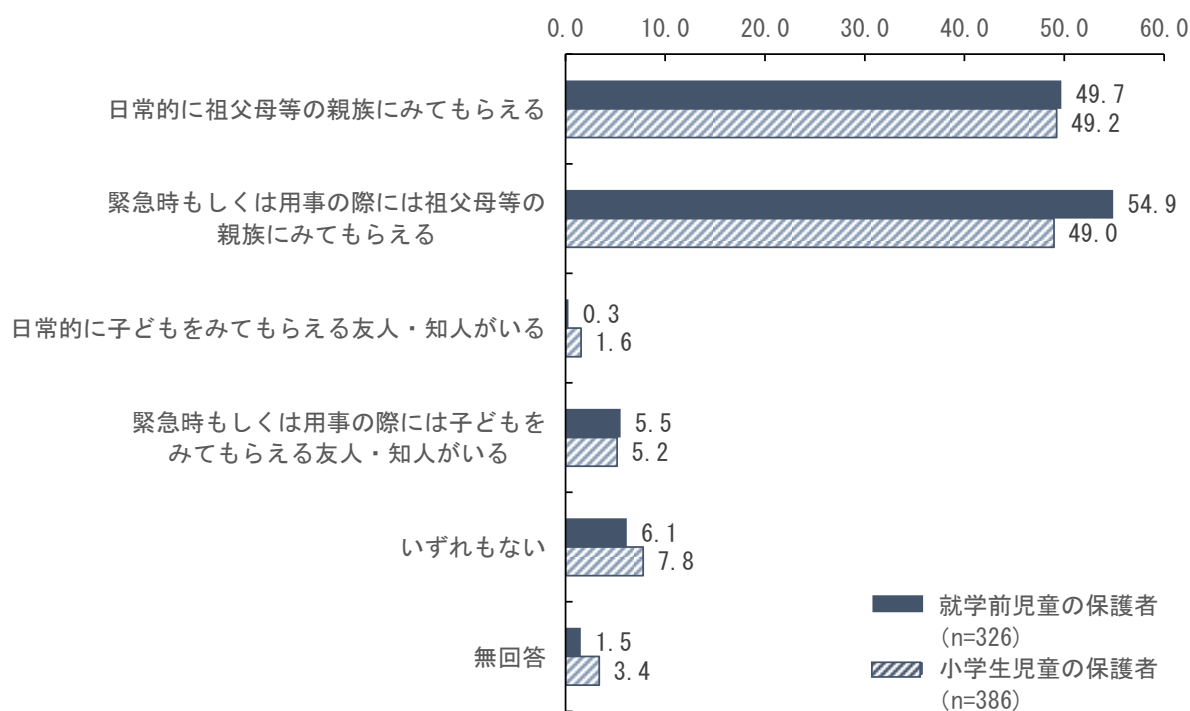
（1）子どもをみてもらえる状況（就学前児童・小学生児童）

- ◎ 就学前児童・小学生児童の保護者ともに、いざという時には子どもをみてもらえる環境にあります。
- ◎ お子さんを預かってもらえる親族・友人が「いずれもない」割合は、就学前児童で約1割を占め、特に地域での孤立状態が懸念されます。

日頃、お子さんをみてもらえる親族の状況を見ると、就学前児童の保護者では、日常的にみてもらえる割合が5割（49.7%）、緊急時や用事の際はみてもらえる割合が5割（49.2%）、小学生児童の保護者では、日常的にみてもらえる割合が5割（49.2%）、緊急時や用事の際はみてもらえる割合が5割（49.0%）となっており、回答の半数近い家庭で、いざという時の預かりや子育て相談など、子育て家庭を支える環境にあるといった地域の特徴がうかがえます。

一方で、お子さんを預かってもらえるとしては、「いずれもない」と回答した割合は、就学前児童の保護者（6.1%）、小学生児童の保護者（7.8%）となっており、特に就学前児童の保護者での地域での孤立状態が懸念されます。

図表 23 子どもをみてもらえる親族・知人の状況



資料：アンケート調査

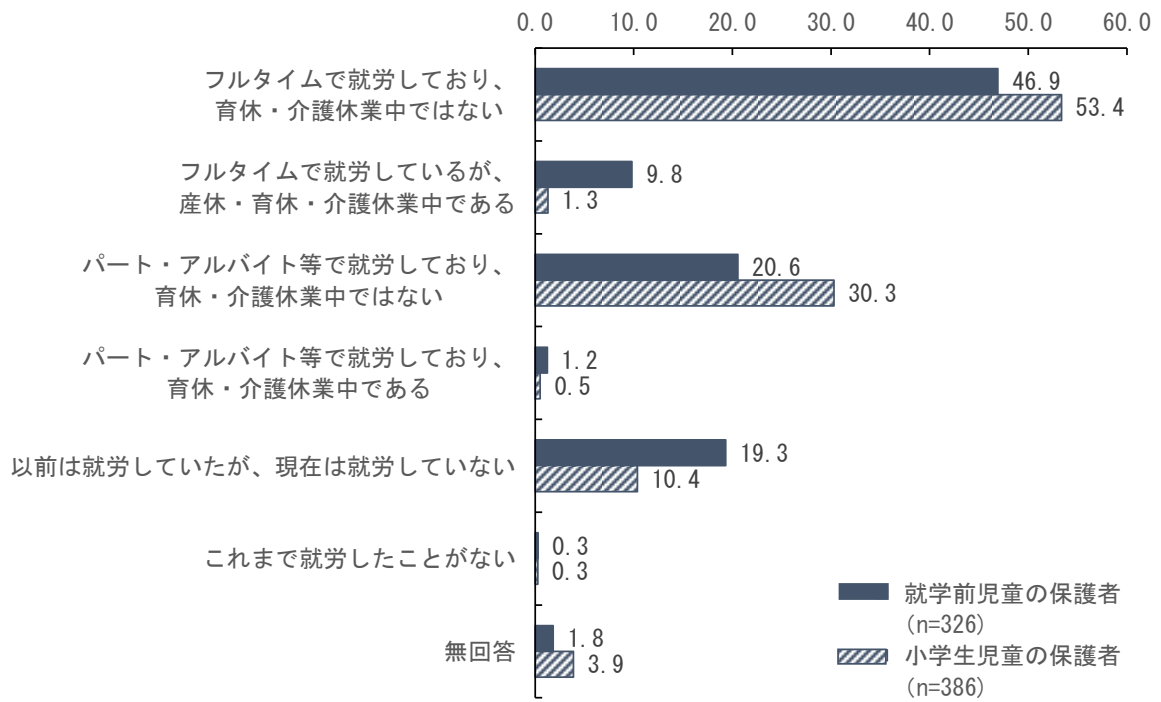
(2) 母親の就労状況・就労意向（就学前児童・小学生児童）

- ◎ 回答のあった母親の就労している割合（現在休業中を含む）は、就学前の保護者では8割、小学生保護者では9割近くを占めています。
- ◎ 現在就労していない母親の3~4割が“就労したい”と回答しています。

現在は育休、介護休業中の方を含めた母親の就労状況は、就学前児童の保護者では、「就労している（フルタイム）」（56.7%）、「就労している（パートタイム、アルバイト等）」（21.8%）を合わせた就労率が8割（78.5%）、小学生の保護者では、「就労している（フルタイム）」（54.7%）、「就労している（パートタイム、アルバイト等）」（30.8%）を合わせた就労率が9割近く（85.5%）となっています。

また、現在就労していないが、すぐにでも、もしくは1年以内に就労意向のある潜在的な母親の就労意向は、就学前児童の保護者で50.0%、小学生の保護者で41.5%となっています。

図表 24 母親の就労状況



資料：アンケート調査

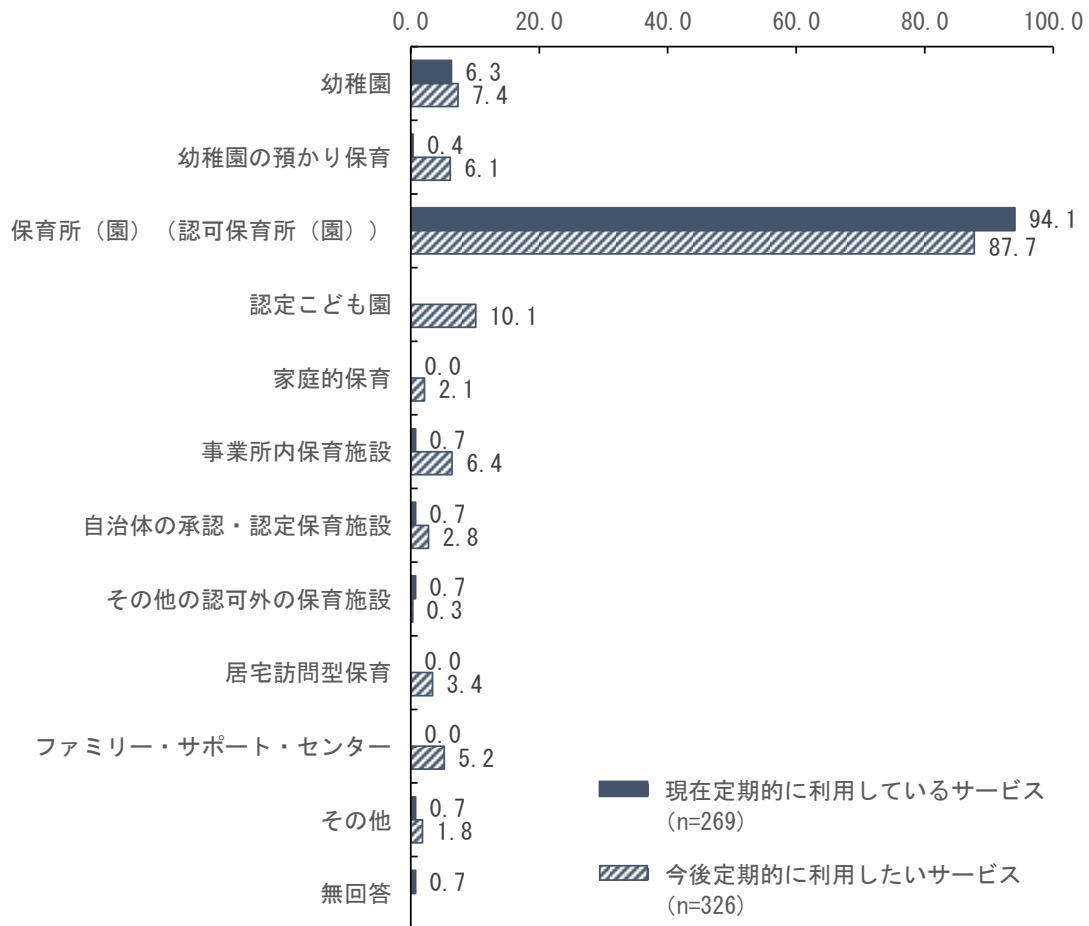
(3) 保育所（園）・幼稚園等の利用状況・利用意向（就学前児童）

- ◎ 回答のあった就学前児童の保育所（園）・幼稚園等の主な利用は「認可保育所（園）」、「幼稚園」となっています。
- ◎ 「認可保育所（園）」、「幼稚園」、「認定こども園」は、今後定期的に利用したい事業としても上位に挙がっており、「幼稚園の預かり保育」、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）」を併用したい意向がうかがえます。

就学前児童の保育所（園）・幼稚園等を現在利用しているサービスとしては、「認可保育所（園）」（94.1%）、「幼稚園」（6.3%）、が多くなっています。

「認可保育所（園）」、「幼稚園」は、今後も定期的に利用したいと事業となっているほか、「認定こども園」の利用意向が1割（10.1%）となっています。

図表 25 保育園・幼稚園等の利用状況（現在・今後の利用）



資料：アンケート調査

(4) 放課後の過ごし方（小学生児童）

- ◎ 小学生の学童クラブ（放課後児童クラブ）の利用率は2割となっています。
- ◎ 小学4年生以降の放課後の過ごし方としては、「自宅」、「習い事」の意向が上位に挙がっています。

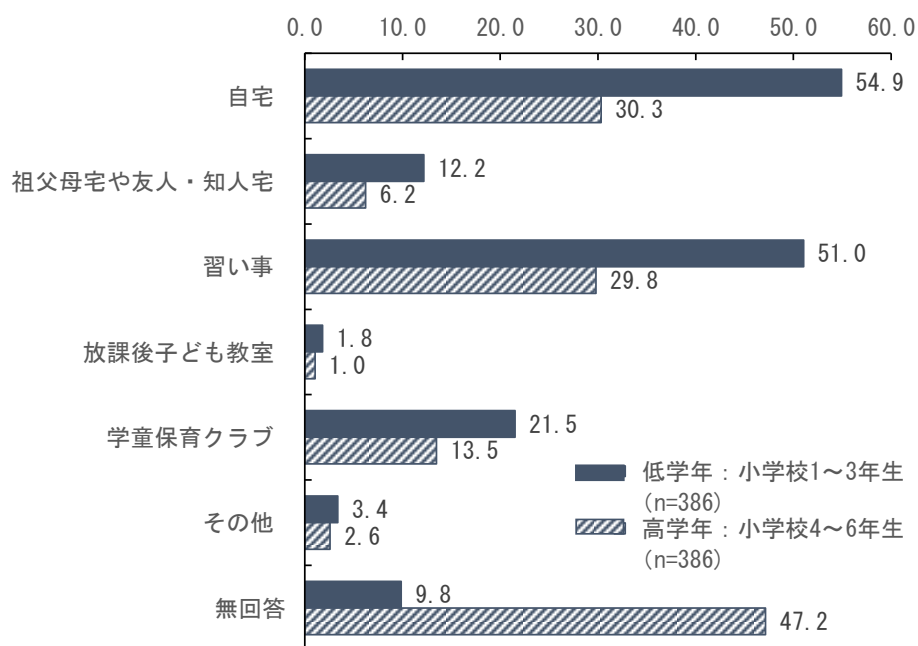
小学生で学童クラブ（放課後児童クラブ）を「利用している」と回答した割合は21.5%、「高学年になっても利用したい」とする割合は13.5%となっています。

また、来年度就学予定の児童を持つ保護者で放課後児童クラブを「利用したい」とする人は75.4%となっています。

一方、小学生児童の高学年（小学4年生以降）の放課後の過ごし方については、「自宅」（30.3%）、「習い事」（29.8%）と回答した割合が上位に挙がっています。

関連する記述意見では、「学童保育の時間と期間（休日や長期休暇での利用）の拡大」、「高学年まで学童保育の対象学年の引上げ」を望む意見も挙がっています。

図表 26 放課後の過ごし方（低学年・高学年時の利用）



資料：アンケート調査

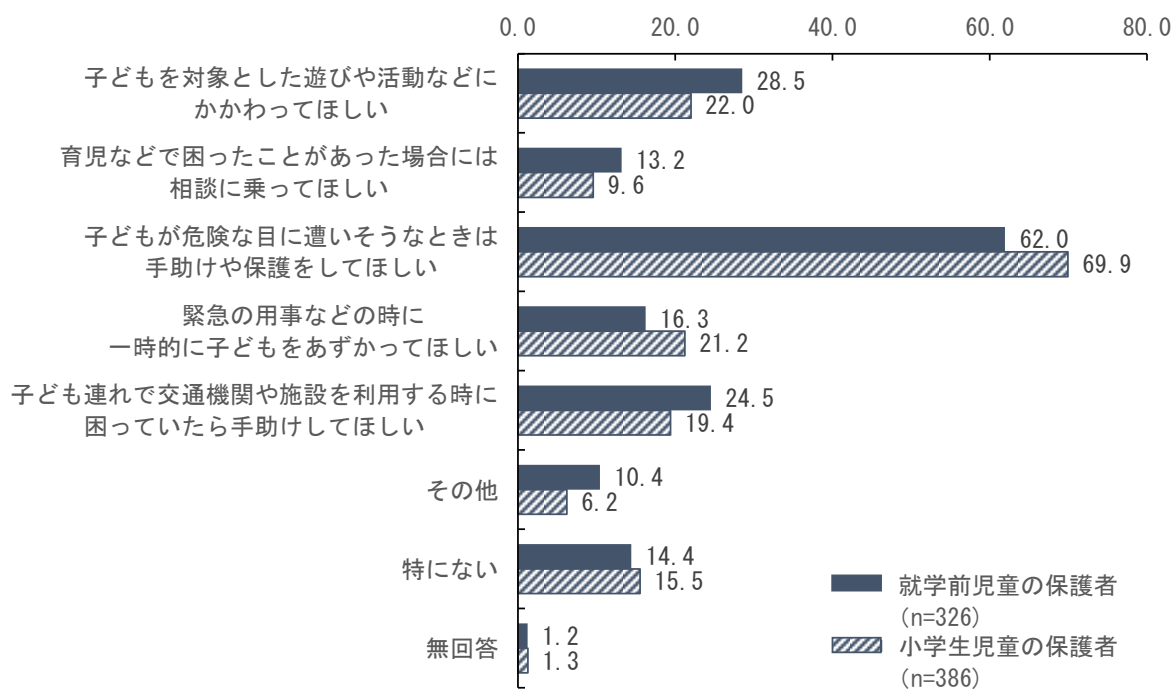
(5) 地域に望む子育て支援について（就学前児童・小学生児童）

◎ 地域に望む子育て支援として、「子どもが危険な目に遭いそうな時は手助けや保護をしてほしい」就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに最も多くなっています。

子育てをするうえで近所や地域に望むこととしては、「子どもが危険な目に遭いそうな時は手助けや保護をしてほしい」は就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに最上位に挙げています。

関連する記述意見においても、「事故やケガ、不審者などから周りの（地域の）人たちの協力で守ってほしい」、「車のドライバーの運転が、非常に危険なことが多い」といった、防犯、交通安全の観点から見守りや手助け等を望む意見が挙がっています。

図表 27 地域の子育て支援について



資料：アンケート調査

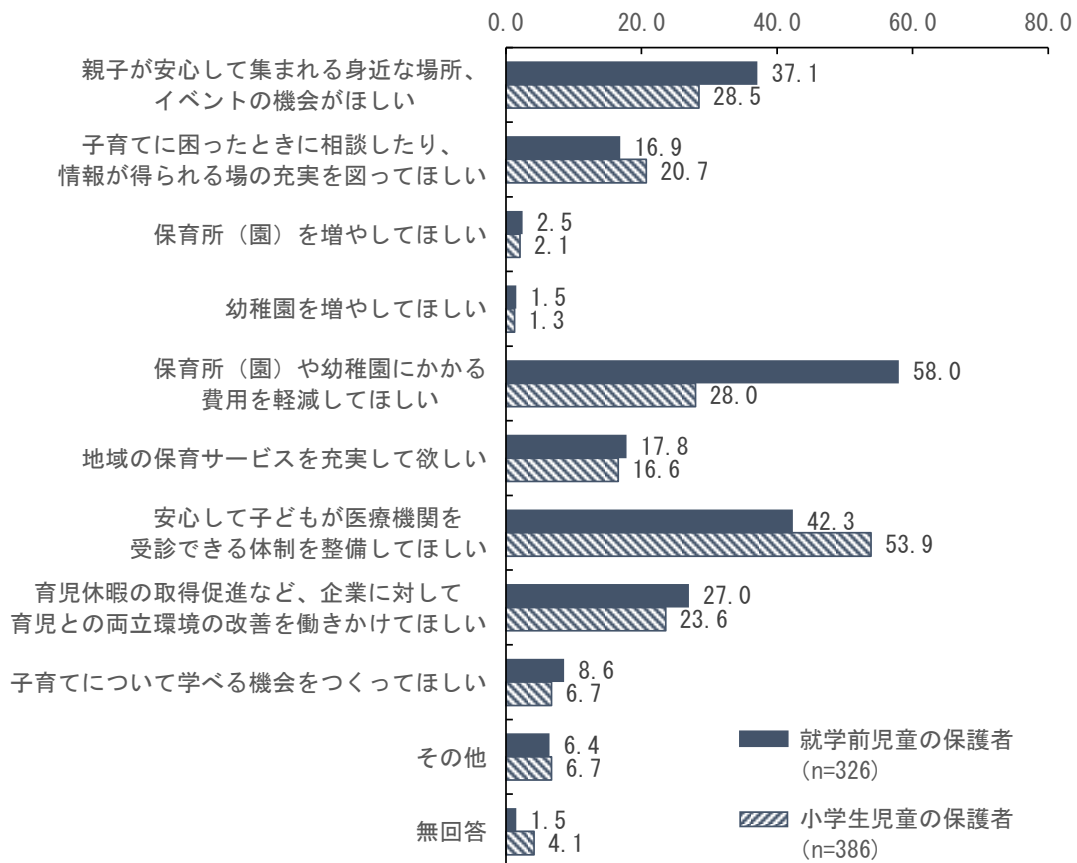
(6) 町に望む子育て支援について（就学前児童・小学生児童）

◎ 就学前、小学生の保護者ともに「親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会」、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制」、「保育所（園）や幼稚園にかかる費用の軽減」が上位に挙がっています。

町に対して充実を望む子育て支援策としては、就学前児童の保護者は「保育所（園）や幼稚園にかかる費用の軽減」（58.0%）、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制」（42.3%）、「親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会」（37.1%）を、小学生の保護者では「安心して子どもが医療機関にかかれる体制」（53.9%）、「親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会」（28.5%）、「保育所（園）や幼稚園にかかる費用の軽減」（28.0%）を上位に挙げています。

関連する記述意見においても、「保育の料金を安くしてほしい。」、「気軽に出かけられて、子が少し騒いでもいいような、集える場がほしい。」、「祭日、休日に行く事ができる病院があると安心できる。」、「医療費の所得制限をなくしてほしい。」、「医療費を助成する期間を延ばしてほしい。」といった意見が挙がっています。

図表 28 町に望む子育て支援について



資料：アンケート調査

5 子ども・子育て支援の課題の整理

前項までの現況及び子ども・子育てを取り巻く環境をもとに、本町の子ども・子育て支援の課題を次のように整理します。

(1) 子育て家庭のニーズを踏まえた保育・教育、子育て支援の提供

子育て家庭のニーズは、子育てをする親（女性）の社会進出の増加、雇用・就労形態の変化、さらには経済的な問題など、様々な要因が考えられますが、多様化する子育て家庭のニーズを踏まえた保育・教育、子育て支援の提供が求められています。

一方で、現在の本町での子育て家庭を取り巻く暮らしでは、アンケート調査結果からも同居・近居の親族による支援はみられるものの、少子高齢化の進行により、今後はこうした子育て環境にも影響が懸念されます。

また、本町は弘前市に隣接する立地性から、広域での利用も想定されるため、保育・教育、子育て支援事業の提供にあたっては、アンケート調査にみられる潜在的なニーズや広域的な利用を踏まえ、現行の子育てサービスの安定した供給に努めるとともに、利用者の必要性（ニーズ）について、引き続き充実に向けた検討が求められます。

(2) 子どもの居場所・健全な育成の活動の場づくり

地域で健やかに育てるための支援となるためにも、まずは十分な保育の場・健全育成の場を確保し、子どもの成長とともに、地域との関わりが希薄になることがないよう、子ども達の居場所・活動の場づくりに努める必要があります。

また、アンケートでは、地域に対して、保護の目が届かないところでの支援が求められています。

こうした点からも、地域で子ども達を「見守る」意識、万が一のときに対処できる「知識」の普及・啓発が重要となります。

(3) 子育て・子育て※を地域で支える

アンケート調査では、地域に対して、「子どもが良くないことをしているのを見かけたときは、注意してほしい。」、「子どもが危険な目に遭いそうな時は手助けや保護をしてほしい。」といった保護者の目が届かないところでの支援が求められています。

今後さらに少子化が進むことが予測されているなかで、子どもを育てる場は、子どものいる家庭だけが担うものではなくなっています。

特に本計画は、少子高齢化に歯止めをかけ、人口減少を食い止めるための計画という側面も持ちますが、私たちが暮らす藤崎町の未来を担う人を育てるための計画という重要な役割も有しています。

そのためには、子育て家庭を取り巻く地域の様々な人々や地域とともに子どもの育ちを見守り、支えていくことが必要です。

※子育てとは、子ども自身が自らの力で、心身ともに成長することです。

(4) 子育てに対する心身の不安や負担の軽減

今後少子化が進行するなかで、地域の子育て家庭の減少や相談相手のいないこと等により、子育てに負担を感じる家庭はますます増加するものと思われます。

そのため、子育て家庭の親が心身に負担を感じることなく、子育てのできる支援がますます重要となります。

特に近年では、核家族化や母親の社会での孤立等によって、育児への不安や心理的負担が増加し、そのストレスが子育てに影響していると言われています。

様々な子育て支援情報の発信とともに子育て相談や交流機会のあり方を工夫し、子育て家庭の抱える不安や悩みに対処できるような仕組みづくりが重要となります。

(5) 本町における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現にむけて

本町は弘前市に隣接しており、就業の場についても町内だけでなく広域での就業が考えられます。

特に母親の就労率をみると、母親の就労率は、就学前の保護者 6 割、小学生保護者 6 割強となっており、アンケート調査からも、働きながら子育てに取り組んでいる家庭も多くなっているなかで、住民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、社会的な責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方が選択・実現できる社会の実現が求められています。

こうした状況も背景として踏まえながら、子育てをしている家庭の親が、仕事を含めた多様な生活を選択できるよう、仕事と生活の調和の視点を持った職場の環境づくりや、仕事と子育ての両立ができる環境づくりに向けた取り組みを推進し、家庭・地域・行政が子育てに関して、それぞれ補完しあえる協力体制としての検討が必要です。

(6) 緊急時の対応についてのさらなる充実

少子化が進行するなかで、重要な課題の 1 つとなっているのが、緊急時の対応、とりわけ子どもの病時の対応です。

町では現在、弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定書に基づき、弘前市が行う病児・病後児保育事業と連携して対応しています。

また、アンケート調査においては「安心して子どもが医療機関にかかれる体制」を町に望む子育て支援の充実として、就学前児童のいる家庭、小学生のいる家庭ともに高い割合を占めていることから、引き続き広域での病児・病後児保育事業の実施についての PR や医療体制のさらなる充実を図り、子育て家庭の緊急時の不安解消に努める必要があります。

第4章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 基本的な視点

(1) 子どもの最善の利益の追求

子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本とし、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもも含め、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

(2) 親としての成長の支援

保護者が子育ての第一義的責任を有することを前提とし、保護者の育児を肩代わりするものではなく、さまざまな状況の中で子どもと向き合う親の思いに寄り添い、親としての成長を支援することで、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることを目指します。

(3) 地域全体での支え合い

社会のあらゆる分野における全ての構成員が、全ての子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有しつつ、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心を高め、それぞれの役割を果たしていくことを目指します。



2 基本理念

子育てを支援していくためには、子どもの健やかな成長ともに、子どもを育てる親（保護者）や家庭が、安心して子どもを生み、育てることのできる環境づくりが、今後ますます重要となります。

そのためには、保育サービスをはじめとする子育て支援の整備とともに、本町が子育て支援サービスや健全育成にむけた取り組みを総合的に推進する必要があります。同時に、住民（地域）も次代を担う子ども達を見守り、次代へ繋ぐといった役割を担うことが大切です。

（基本理念）

未来を担う子ども達をみんなで支え、
安心して生み育てることのできるまち

そこで「未来を担う子ども達をみんなで支え、安心して生み育てることのできるまち」を基本理念とし、その実現にむけて次の4つの基本目標を掲げ、本町の子育て支援について、子育て家庭、地域とともに取り組みます。

基本目標1：すべての家庭の子育てを応援

すべての家庭が安心して子育てができるよう関係機関・地域・家庭との連携を強化し、子育て支援サポートの環境整備を目指します。

基本目標2：仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

父親をはじめ、近隣の親族、住民、事業所が、子育てを支援する意識を持ち、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス：一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、社会的な責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方が選択・実現できる社会）の実現を目指します。

基本目標3：学びを通して親子が育つ環境づくり

学校教育だけではなく、課外活動や社会活動への参加を通じて、親子が成長する環境づくりを目指します。

基本目標4：安心・安全な子育てのまちづくり

子どもを安心して育てられるよう、子どもを事故や犯罪から守り、道路環境整備や子どもの安全な遊び場の確保、地域の環境美化等に努め、良好な子育て環境づくりを目指します。

3 施策の体系

図表 29 施策の体系

基本目標 1：すべての家庭の子育てを応援

- 1-1 地域子育て機能の強化
- 1-2 母子保健・医療サービスの推進
- 1-3 健康教育の促進
- 1-4 子育て家庭の経済的負担の軽減
- 1-5 ひとり親家庭等への支援
- 1-6 要支援児童へのきめ細かな取り組み
- 1-7 児童等虐待防止対策の推進

基本目標 2：仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

- 2-1 多様なニーズに対応した教育・保育サービスの充実
- 2-2 教育・保育サービスの質の向上への取り組み
- 2-3 放課後児童への対策
- 2-4 就労環境の整備促進

基本目標 3：学びを通して親子が育つ環境づくり

- 3-1 子どもの個性や可能性を伸ばす教育の充実
- 3-2 文化活動の促進
- 3-3 学校教育の充実
- 3-4 生涯学習の推進
- 3-5 スポーツ活動の促進

基本目標 4：安心・安全な子育てのまちづくり

- 4-1 安心して外出できる環境づくり
- 4-2 交通安全教育の推進
- 4-3 子どもを守る防犯対策
- 4-4 住環境の整備

第5章 量の見込みと提供体制

「子ども・子育て関連3法」の制定により、わが国の子ども・子育て支援は、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」へ移行します。

「子ども・子育て支援新制度」は、子どもを生み育てやすい社会の実現を目指して創設されるもので、新制度においては、町は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

ここでは、計画期間（平成27年度～31年度）における教育・保育のニーズ量の見込みから、教育・保育提供区域の設定及び教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策を整理します。

1 教育・保育のニーズ量の見込みの考え方

(1) 「量の見込み」の考え方

量の見込みの算出にあたっては、国が示す手引きに従い、保護者に対する利用希望把握調査等（以下、ニーズ調査）の結果から、就労状況や希望等を踏まえた“潜在的”な「家庭類型」に分類し、推計児童数に乗じて家庭類型別児童数を算出したうえで、各家庭類型におけるサービス利用意向率を乗じて算出します。

$$\boxed{\text{推計児童数}} \times \boxed{\text{潜在的な家庭類型割合}} \times \boxed{\text{利用意向率}} = \boxed{\text{量の見込み}}$$

(2) 家庭類型について

保護者の就労状況等により、タイプAからタイプFまで8つの潜在的な家庭類型に分類します。

潜在的な家庭類型とは、今後の就労意向（現在、就労していない母親が、すぐにでも、もしくは1年以内に就労したいと思っている等）を反映させたものです。分類する類型は以下のとおりです。

図表 30 家庭類型

家庭類型	就労状況等	類型基準
タイプA	ひとり親家庭	「配偶者はいない」と回答した人
タイプB	フルタイム×フルタイム	父親、母親ともフルタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む） ※パートタイム・無業からフルタイムへの転換希望者を加える

家庭類型	就労状況等	類型基準
タイプC	フルタイム×パートタイム (保育の必要性が高い)	父親、母親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む） ※3-5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育所（園）または認定こども園の利用意向がない人、及び0-2歳で、現在、保育所（園）、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人は除く ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人で、就労時間が月60時間以上を加える
タイプC'	フルタイム×パートタイム (保育の必要性が低い+幼稚園を利用希望)	父親、母親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む）のうち、3-5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育所（園）または認定こども園の利用意向がない人、及び0-2歳で、現在、保育所（園）、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人
タイプD	専業主婦（夫）	父親もしくは母親のいずれかが無業の人 ※1年以内にフルタイムもしくはパートタイムで就労（月60時間以上）したい人は除く ※今後、パートをやめて子育てに専念したい人を加える
タイプE	パートタイム×パートタイム (保育の必要性が高い)	父親及び母親のいずれもパートタイム等で就労している人 ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人を加える
タイプE'	パートタイム×パートタイム (保育の必要性が低い+幼稚園を利用希望)	父親、母親ともパートタイム等で就労している人 ※3-5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育所（園）または認定こども園の利用意向がない人、及び0-2歳で、現在、保育所（園）、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人は除く ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人を加える
タイプF	無業×無業	父親、母親とも無業の人 ※今後、パートをやめて子育てに専念したい人を加える

(3) 各事業における「量の見込み」の算出方法

教育・保育事業（地域型保育事業）及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算出方法をまとめると、以下のとおりとなります。

■教育・保育事業（地域型保育事業）

事業名	項目	算出対象
1号認定 (幼稚園・認定こども園)	対象年齢	3～5歳
	家庭類型	タイプC'、D、E'、F
	利用意向	今後、「幼稚園」または「認定こども園」を利用したいと回答した人
2号認定 (幼稚園の利用希望強い)	対象年齢	3～5歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	現在、「幼稚園」を利用している人
2号認定 (認定こども園・保育所(園))	対象年齢	3～5歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	現在、「幼稚園」を利用しておらず、今後、「幼稚園」、「認定こども園」、「保育所(園)」等を利用したいと回答した人
3号認定【0歳】 (認定こども園・保育所(園))	対象年齢	0歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	今後、「認定こども園」、「保育所(園)」等を利用したいと回答した人
3号認定【1・2歳】 (認定こども園・保育所(園))	対象年齢	1・2歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	今後、「認定こども園」、「保育所(園)」等を利用したいと回答した人

■地域子ども・子育て支援事業

事業名	項目	算出対象
地域子育て支援拠点事業	対象年齢	0～5歳
	家庭類型	すべての家庭類型
	利用意向	現在「地域子育て支援拠点事業」を利用している人及び「利用していないが、今後利用したい」と回答した人
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	対象年齢	0～5歳
	家庭類型	すべての家庭類型
	利用意向	泊りがけの預かりにおいて、「ショートステイ事業」を利用した人、「仕方なく子どもだけで留守番させた」と回答した人
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター) 【低学年】 (※就学後の放課後の預かり)	対象年齢	5歳（推計児童は6～8歳）
	家庭類型	すべての家庭類型
	利用意向	就学後、低学年のうち、放課後、「ファミリー・サポート・センター」を利用したいと回答した人
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター) 【高学年】 (※就学後の放課後の預かり)	対象年齢	5歳（推計児童数は9～11歳）
	家庭類型	すべての家庭類型
	利用意向	就学後、高学年になってから、放課後、「ファミリー・サポート・センター」を利用したいと回答した人

事業名	項目	算出対象
一時預かり事業 【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり】	対象年齢	3～5歳
	家庭類型	タイプC'、D、E'、F
	利用意向	ア：今後、「幼稚園」または「認定こども園」を利用したいと回答した人で、かつ、不定期事業を「利用したい」と回答した人 イ：現在、「幼稚園」を利用している人で、現在、一時預かり等を利用している人
一時預かり事業 【上記以外】	対象年齢	0～5歳
	家庭類型	すべての家庭類型
	利用意向	不定期事業を「利用したい」と回答した人
時間外保育事業	対象年齢	0～5歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	今後、「認定こども園」、「保育所（園）」等を利用したいと回答した人、かつ、利用希望時間が「18時以降」の人
病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター (病児・病後児)	対象年齢	0～5歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	子どもが病気やケガにより、「母親または父親が休んだ人」のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した人、及び「病児・病後児保育施設等」、「ファミリー・サポート・センター」を利用した人、「仕方なく子どもだけで留守番させた」と回答した人
放課後児童健全育成事業 【低学年】	対象年齢	5歳（推計児童は6～8歳）
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	就学後、低学年のうち、放課後「放課後児童クラブ」で過ごさせたいと回答した人
放課後児童健全育成事業 【高学年】	対象年齢	5歳（推計児童数は9～11歳）
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	就学後、高学年になってから、放課後「放課後児童クラブ」で過ごさせたいと回答した人

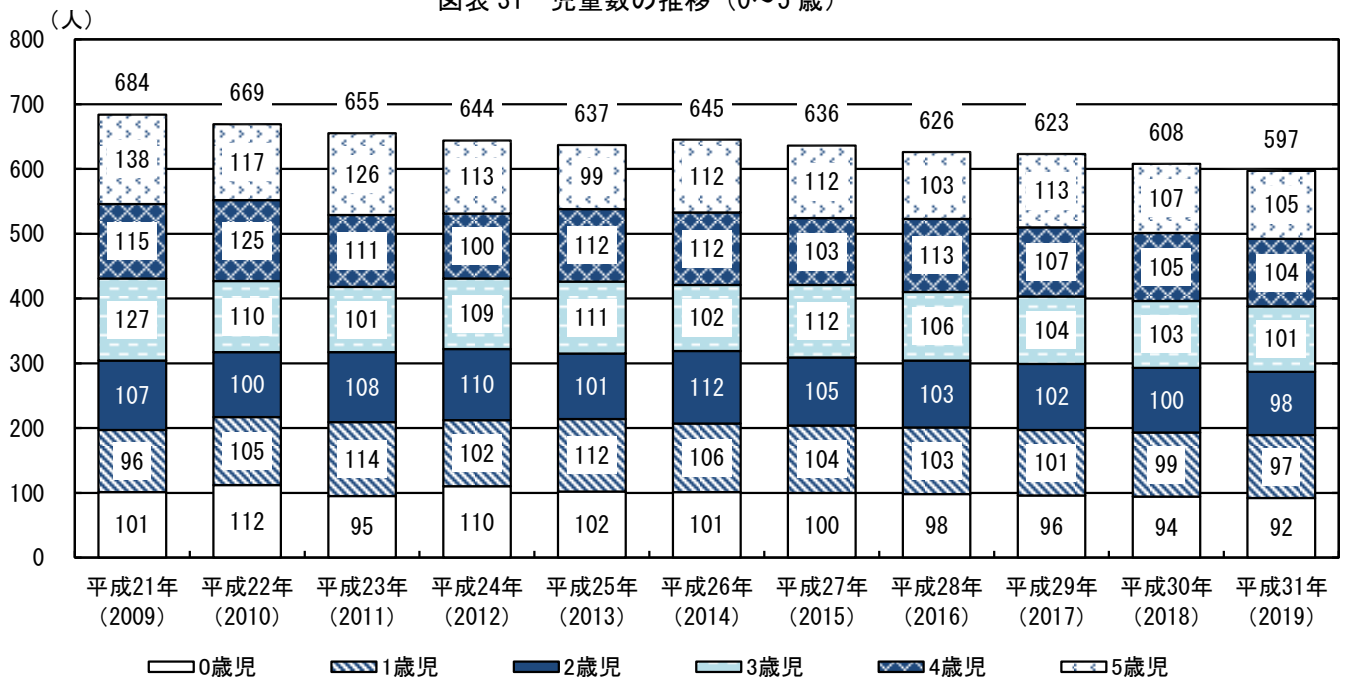
2 児童数及び子育て家庭の今後の見通し

(1) 児童数の見込み

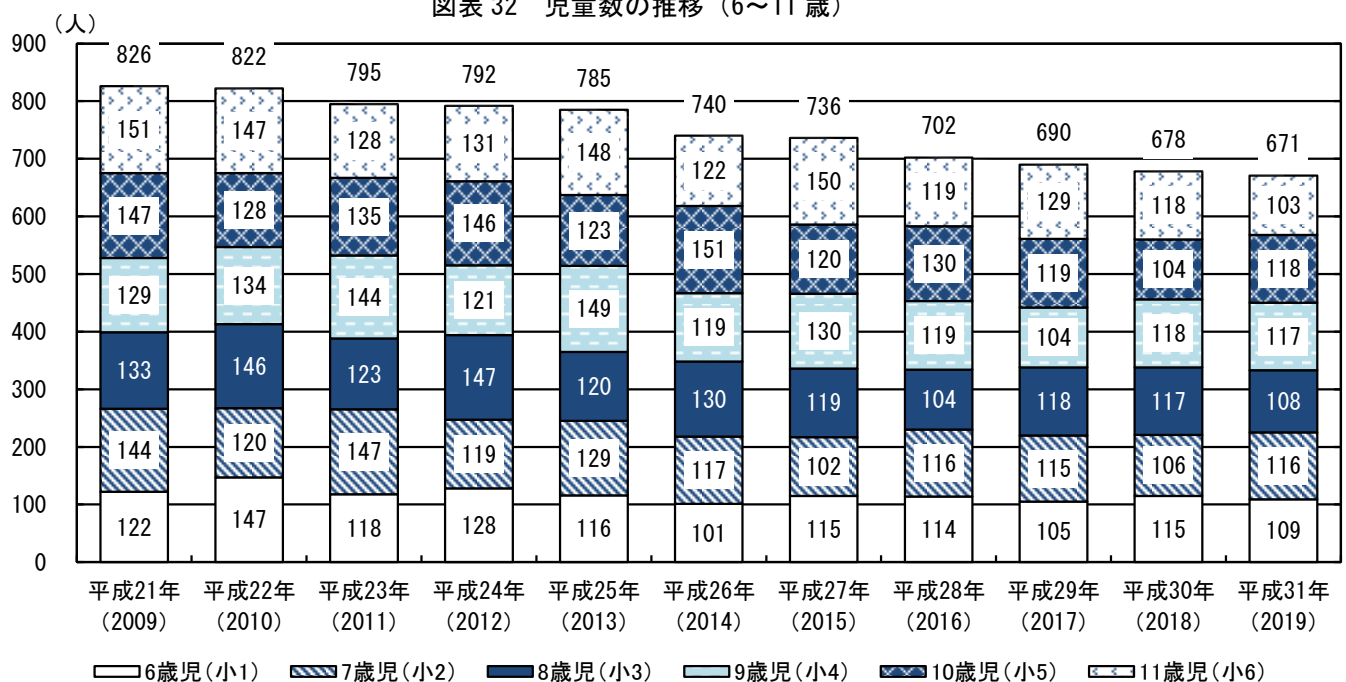
近年の人口動向が今後も続くことを前提に算出した児童数の推計は、次のとおりです。

計画期間における推計では、児童数の減少が予測されています。

図表 31 児童数の推移 (0~5 歳)



図表 32 児童数の推移 (6~11 歳)



資料：藤崎町（住民基本台帳）

図表 33 児童数の推移（0～11歳）

（単位：人）

	実績					推計					
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳児	101	112	95	110	102	101	100	98	96	94	92
1歳児	96	105	114	102	112	106	104	103	101	99	97
2歳児	107	100	108	110	101	112	105	103	102	100	98
3歳児	127	110	101	109	111	102	112	106	104	103	101
4歳児	115	125	111	100	112	112	103	113	107	105	104
5歳児	138	117	126	113	99	112	112	103	113	107	105
6歳児	122	147	118	128	116	101	115	114	105	115	109
7歳児	144	120	147	119	129	117	102	116	115	106	116
8歳児	133	146	123	147	120	130	119	104	118	117	108
9歳児	129	134	144	121	149	119	130	119	104	118	117
10歳児	147	128	135	146	123	151	120	130	119	104	118
11歳児	151	147	128	131	148	122	150	119	129	118	103
0～5歳	684	669	655	644	637	645	636	626	623	608	597
6～11歳	826	822	795	792	785	740	736	702	690	678	671

注：実績は住民基本台帳

〔児童数の推計方法（変化率法）〕

平成21～25年（住民基本台帳）の人口実績を用いて、直近2年（平成24～25年）の年齢毎の変化率（例 0歳→翌年1歳の人数変化）に基づき推計する方法で推計を行っています。

（2）子育て家庭の見込み

アンケート調査及び児童数の見込みから、計画期間中の潜在的な家庭類型ごとの児童数の推計は、次のとおりです。

■0歳

家庭類型区分	潜在的 家庭類型 割合	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
		100	98	96	94	92
タイプA：ひとり親	4.2%	4	4	4	4	4
タイプB：フルタイム×フルタイム	60.4%	60	59	58	57	56
タイプC：フルタイム×パートタイム（保育の必要性が高い）	27.1%	28	27	26	25	24
タイプC'：フルタイム×パートタイム（保育の必要性が低い）	0.0%	0	0	0	0	0
タイプD：専業主婦（夫）	8.3%	8	8	8	8	8
タイプE：パート×パート（保育の必要性が高い）	0.0%	0	0	0	0	0
タイプE'：パート×パート（保育の必要性が低い）	0.0%	0	0	0	0	0
タイプF：無業×無業	0.0%	0	0	0	0	0

■1・2歳

家庭類型区分	潜在的 家庭類型 割合	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年
		209	206	203	199	195
タイプA :ひとり親	9.1%	19	19	18	18	18
タイプB :フルタイム×フルタイム	56.8%	119	117	116	113	111
タイプC :フルタイム×パートタイム (保育の必要性が高い)	28.4%	60	59	58	57	55
タイプC' :フルタイム×パートタイム (保育の必要性が低い)	0.0%	0	0	0	0	0
タイプD :専業主婦 (夫)	3.4%	7	7	7	7	7
タイプE :パート×パート (保育の必要性が高い)	1.1%	2	2	2	2	2
タイプE' :パート×パート (保育の必要性が低い)	0.0%	0	0	0	0	0
タイプF :無業×無業	1.1%	2	2	2	2	2

■3～5歳

家庭類型区分	潜在的 家庭類型 割合	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年
		327	322	324	315	310
タイプA :ひとり親	6.4%	21	21	21	20	20
タイプB :フルタイム×フルタイム	60.5%	198	195	196	191	187
タイプC :フルタイム×パートタイム (保育の必要性が高い)	26.2%	85	84	84	82	81
タイプC' :フルタイム×パートタイム (保育の必要性が低い)	0.0%	0	0	0	0	0
タイプD :専業主婦 (夫)	7.0%	23	22	23	22	22
タイプE :パート×パート (保育の必要性が高い)	0.0%	0	0	0	0	0
タイプE' :パート×パート (保育の必要性が低い)	0.0%	0	0	0	0	0
タイプF :無業×無業	0.0%	0	0	0	0	0

3 教育・保育提供区域の考え方について

- 「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。
- 教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の利用実態に応じ、認定区分ごと、事業ごとの区域設定を行います。

（１）教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

（２）藤崎町における教育・保育提供区域の考え方

子ども・子育て支援法の基本指針において、町は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっており、設定した区域が、地域型保育事業等の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定することとされています。

本町において、今後の教育・保育事業を実施する上で最も懸念されることは、提供区域内においてサービス不足が生じた場合です。

その場合、支援法では基準等の条件を満たす申請が提出された場合には、原則として「欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合」以外は認可するとされているため、他の区域がサービス過多の場合でも申請のある区域には新たに認可することになり、その結果、アンバランスな施策配置になる可能性があります。

また、幼稚園は町内に 1 か所となっているため、利用者の公平で多様な選択という視点にも配慮する必要があります。

その他、新たな保育所（園）、幼稚園等の設置認可申請の対象事業者は、社会福祉法人、学校法人、株式会社、NPO法人等の多様な事業主体の参入が可能であることから、不測の設置認可により、既存施設との不調和、過当競争、施設の乱立などをできる限り回避する提供区域の設定が必要です。

こうしたことから、それぞれの区域特性、長所短所、上記の観点も踏まえ、基本となる提供区域は、「町全域」とします。

(3) 教育・保育提供区域の設定

認定区分（1号、2号、3号）ごとの教育・保育提供区域と、地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）の提供区域を、次のとおり設定します。

認定区分	提供区域	考え方
1号認定（3～5歳児） 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの	町全域	<p>区域数が多い（区域が狭い）場合は、町全体の需要に対して、サービス提供や施設整備の面において、柔軟な対応が取りにくくなる場合があります。また、区域外のサービスを受ける際に煩雑な手続きが必要になる場合もあります。</p> <p>一方、区域数が少ない（区域が広い）場合は、サービスの種類によっては、利用者からみた利便性にやや欠ける面がありますが、町全域の中から多様なサービスが選択できることとなります。</p> <p>そのため本町は、町全域を1つの区域とすることが、町全体のニーズに対応できるため、「町全域」とします。</p>
2号認定（3～5歳児） 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの		
3号認定（0～2歳児） 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの		

(11 事業の提供区域とその考え方)

事業名	提供区域	考え方
利用者支援事業 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業	町全域	現在町で行っていない事業であり、今後検討するうえで、町で一律の支援体制を構築する設定とします。
地域子育て支援拠点事業 公共施設や保育所（園）等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	町全域	地域子育て支援センターは、現在、藤崎・常盤地域に各1か所あります。身近な拠点として提供の場は、各地域での提供となりますが、幼稚園、保育所（園）の子育て支援機能との連携も重要であることから、これらと同様の提供区域体制が望ましいと考えます。また、町で一律の支援体制を構築する設定とします。
妊婦健康診査 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業	町全域	母子保健活動に係る事業は、細かな区域を設定することにはなじまないと思われれます。
乳児家庭全戸訪問事業 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	町全域	町の保健師等が対象者の居宅に訪問する事業であり、また全町的に取り組んでいるものであるため、区域を設定することにはなじまないと思われれます。
養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）	町全域	町の保健師等が対象者の居宅に訪問する事業であり、また全町的に取り組んでいるものであるため、区域を設定することにはなじまないと思われれます。

事業名	提供区域	考え方
子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ) 保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業	町全域	現在町で行っていない事業であり、今後検討するうえで、「保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について保護を行う」という事業の性質上、細かな区域設定はなじまないと思われます。
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター) 児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業	町全域	現在町で行っていない事業ですが、類似の事業として、藤崎町社会福祉協議会で「子育て応援ネット事業」として、黒石市・平川市ファミリー・サポート・センターと連携し、子育て家庭の見守り体制の充実を図っています。今後事業を検討するうえで、事業実施可能なニーズ量や幼児教育・保育の区域を勘案して区域を設定します。
一時預かり事業 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所(園)、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業	町全域	保育所(園)等の開所時間の時間において一時預かり、休日預かりを行う等、幼児教育、保育と一体となる事業であるため、幼児教育・保育の区域(町全域)を勘案して設定します。 なお、需要過多等により整備を検討する必要がある場合は、施設配置状況等を考慮し、利用しやすい環境整備を行うよう配慮します。
時間外保育(延長保育)事業 就労と育児の両立支援のため、時間外勤務や通勤時間の延長などに対応して、通常保育の時間を延長して保育を行う事業	町全域	保育所(園)等の開所時間の前後の時間において、保育を行う事業であり、幼児教育・保育と一体となる事業であるため、幼児教育・保育の区域と同じに設定します。
病児・病後児保育事業 病児について、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育所(園)等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業	町全域	現在町内で実施している病院・保育所(園)等はありませんが、「弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定書」に基づき、弘前市が行う病児・病後児保育事業と連携し実施しています。
放課後児童健全育成事業 学童クラブ(放課後児童クラブ)。共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業	小学校区	放課後児童クラブの利用対象となる満6歳以上の児童の教育提供区域(小学校区)を考慮するとともに、現在すべての学童クラブ(放課後児童クラブ)は各小学校に併設されていることから、小学校区とします。

(その他の地域子ども・子育て支援事業の提供区域とその考え方)

事業名	提供区域	考え方
実費徴収に係る補足給付を行う事業	町全域	新たに創設された事業ですが、世帯の所得の状況等を勘案して、教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等の助成を行う事業であり、区域設定にはなじまないと思われます。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	町全域	新規事業者の参入促進に関する事業であり、本町において事業実施の必要性の有無を検討する必要がありますが、事業の性質上、全町的な取り組みとなると思われます。

4 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

国から提示される基本指針等に沿って、計画期間における幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）、確保の方策及び実施時期を次のとおり設定します。

(1) 1号認定・2号認定（3歳以上、幼稚園、認定こども園を利用希望）

【見込み量の考え方】

(1号認定)

- 保育の必要がない家庭の3～5歳で、「幼稚園」もしくは「認定こども園」を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出した人数やこれまでの実績をもとに設定しています。

(2号認定で幼稚園利用希望が強い)

- 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の3～5歳で、現在「幼稚園」を利用している人の割合を推計児童数に乗じて算出した人数やこれまでの実績をもとに設定しています。

【確保の方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	35人	34人	34人	33人	33人
1号認定	20人	19人	19人	18人	18人
2号認定 幼児期の学校教育の利用 希望が強い	15人	15人	15人	15人	15人
確保の内容					
特定教育・保育施設	35人	34人	34人	33人	33人
確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
過不足	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 2号認定（保育所（園）・認定こども園）

【見込み量の考え方】

- 共働き家庭もしくは共働きの意向のある家庭の3～5歳で、幼稚園利用希望が強い人以外（現在、幼稚園を利用していない人）の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

【確保の方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	284人	280人	281人	273人	270人
確保の内容					
特定教育・保育施設	281人	277人	278人	270人	267人
認可外保育施設	3人	3人	3人	3人	3人
過不足	0人	0人	0人	0人	0人

(3) 3号認定（0歳児）

【見込み量の考え方】

- 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の0歳で、認可保育所（園）等を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

【確保の方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	87人	85人	84人	82人	80人
確保の内容					
特定教育・保育施設	84人	82人	81人	79人	77人
地域型保育事業	1人	1人	1人	1人	1人
認可外保育施設	2人	2人	2人	2人	2人
過不足	0人	0人	0人	0人	0人

(4) 3号認定（1、2歳児）

【見込み量の考え方】

- 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の1、2歳で、認可保育所（園）等を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

【確保の方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	200人	197人	193人	195人	186人
確保の内容					
特定教育・保育施設	197人	194人	190人	192人	183人
地域型保育事業	1人	1人	1人	1人	1人
認可外保育施設	2人	2人	2人	2人	2人
過不足	0人	0人	0人	0人	0人

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 利用者支援事業

身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【見込み量の考え方】

- 地域子育て支援センター（藤崎保育所、ときわ保育園）において実施することを踏まえて設定します。

【確保の方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施か所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。（藤崎保育所・ときわ保育園で実施）

【見込み量の考え方】

- すべての家庭類型の0～2歳で、「地域子育て支援センター」を利用している、もしくは今後利用したいと回答した人の割合を推計児童数に乗じて算出された値に、利用したい平均日数（月当たり日数×12月）を乗じて算出した年間のべ人数やこれまでの実績をもとに設定しています。

【確保の方策】（年間のべ人数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1,571人日	1,544人日	1,518人日	1,485人日	1,459人日
確保の方策	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

※単位「人日」は、年間のべ人数を表しています。

(3) 妊婦健診事業

妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【見込み量の考え方】

- これまでの実績をもとに設定しています。

【確保の方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	105人	103人	101人	100人	100人
確保の方策	※実施体制	※実施体制	※実施体制	※実施体制	※実施体制

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【見込み量の考え方】

- 推計児童数（0歳）を事業量とします。

【確保の方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	100人	98人	96人	94人	92人
確保の方策	※実施体制	※実施体制	※実施体制	※実施体制	※実施体制

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業です。

【見込み量の考え方】

- これまでの実績から訪問率を算定し、推計児童数を乗じて算出します。

【確保の方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	10人	10人	10人	9人	9人
確保の方策	※実施体制	※実施体制	※実施体制	※実施体制	※実施体制

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業で、現在、社会福祉協議会で実施しています。

【見込み量の考え方】

- すべての家庭類型の0～5歳で、泊りがけで子どもを預けなければならなかった経験があり、「子育て短期支援事業（ショートステイ）」を利用したことがある人、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」ことがある人の割合を推計児童数に乗じて算出した値に、利用したい平均日数を乗じて算出します。

【確保の方策】（年間のべ人数）

- 現在事業へのニーズはありませんが、引き続き利用へのニーズを把握し、事業の必要性について検討します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
確保の方策	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(7) 子育て援助活動支援事業（就学後）

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業で、現在、社会福祉協議会で実施しています。

【見込み量の考え方】

- 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の5歳で、小学校就学後、放課後の時間に「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）」を利用したいと回答した人の割合を、推計児童数（小学生）に乗じて算出します。

【確保の方策】（年間のべ人数）

- アンケートによる事業ニーズはありませんが、現在登録し利用している児童が1名いるため利用実績に基づき算出しています。今後は社会福祉協議会と連携して、事業内容についての周知及び利用促進に努めます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（就学後）	40人日	48人日	54人日	60人日	66人日
確保の方策	40人日	48人日	54人日	60人日	66人日

(8) 一時預かり事業

主として昼間において、幼稚園、保育所（園）、地域子育て支援センターその他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

① 幼稚園における在園児対象型

【見込み量の考え方】

(1号認定による不定期利用)

- 1号認定に該当する人で、「不定期の預かり」を利用したいと回答した人の割合に推計児童数を乗じて算出した値に利用したい平均日数を乗じて算出します。

(2号認定による定期利用)

- 2号認定に該当する人で、現在幼稚園を利用している人の割合を推計児童数に乗じて算出した値に利用したい平均日数を乗じて算出します。

【確保の方策】（年間のべ人数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（1号認定）	486人日	486人日	486人日	486人日	486人日
（2号認定）	68人日	67人日	68人日	66人日	65人日
合計	554人日	553人日	554人日	552人日	551人日
一時預かり事業(在園児対象型)	554人日	553人日	554人日	552人日	551人日

② 在園児対象型以外

【見込み量の考え方】

- すべての家庭類型の0～5歳で、「不定期の預かり」を利用したいと回答した人の割合に推計児童数を乗じた値に利用したい平均日数を乗じて算出した値から、

1号認定による不定期利用分及び「ベビーシッター」、「その他」分を除いて算出した年間のべ人数やこれまでの実績をもとに設定しています。

【確保の方策】（年間のべ人数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1,480人日	1,460人日	1,450人日	1,410人日	1,380人日
一時預かり事業 （在園児対象型以外）	1,480人日	1,460人日	1,450人日	1,410人日	1,380人日
子育て援助活動支援事業	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

（9）時間外保育（延長保育）事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間、保育所（園）等において保育を実施する事業です。（延長保育・休日保育等）

【見込み量の考え方】

- 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の0～5歳で、認可保育所（園）等を18時以降まで利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出した人数やこれまでの実績をもとに設定しています。

【確保の方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	303人	298人	296人	289人	284人
確保の方策	303人	298人	296人	289人	284人

（10）病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病児について、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。「弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定書」に基づき、弘前市が行う病児・病後児保育事業と連携し事業を実施していますが、見込み量に対して、実際に利用している病児が非常に少ないので、本事業の保護者への周知、推進を図ります。

【見込み量の考え方】

- 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の0～5歳で、子どもが病気やケガで幼稚園・保育所（園）等が利用できなかったことがあり、「父親」もしくは「母親」が休んで対応した人のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した人、及び「病児・病後児保育を利用した」、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）を利用した」、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」と回答した人の割合に推計児童数を乗じた値に利用した平均日数を乗じて算出した人数やこれまでの実績をもとに設定しています。

【確保の方策】（年間のべ人数）

- 潜在的なニーズが多数ありますが、実際の利用状況が少ないため、事業について保護者への周知、推進を図っていきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	490 人日	490 人日	490 人日	490 人日	490 人日
確保の方策	50 人日	52 人日	54 人日	56 人日	58 人日

(11) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に過ごす場所を確保し、その健全な育成を図る事業です。

平成 27 年度からの新制度移行に伴い国の基準としては、小学校 6 年生までを対象としますが、本町においては現在小学校 3 年生まで対象となっていますので、今後対象児童の拡充に向け検討していきます。

【見込み量の考え方】

- 低学年、高学年で、今後、放課後に過ごさせたい場所として「学童クラブ（放課後児童クラブ）」を選択した人の割合を推計児童数に乗じて算出した人数やこれまでの実績をもとに設定しています。

【確保の方策】（年間登録人数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
【低学年】 量の見込み	236 人	235 人	238 人	238 人	233 人
確保の方策	236 人	235 人	238 人	238 人	233 人
【高学年】 量の見込み	121 人	112 人	107 人	104 人	103 人
確保の方策(検討中)	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人

【一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備について】

- 平成 26 年に国より示された「放課後子ども総合プラン」に沿い、「学童クラブ（放課後児童クラブ）」と「放課後子ども教室」の連携や、双方の利用児童が交流できる仕組みづくりなどを図ることとします。
- 放課後子ども教室については、平成 31 年度までに一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を 1 か所整備するとともに、藤崎町内全小学校区に放課後子ども教室を整備することを目指します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

- 新制度における利用者負担は、国の定める所得に応じた水準を限度として町が定めることとされています。
今後町が定めた現行の水準をできるだけ維持するよう配慮し、必要に応じて補足給付のあり方を検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

- 事業主体の有する法人格の種類によって参入可否を判断せず、事業の妥当性や持続性などを主な観点として、事業者と協議を行います。

6 教育・保育の一体的提供の推進

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所（園）の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設として設けられ、特に幼保連携型認定こども園については、新たな制度で、学校及び児童福祉施設として1つの認可の仕組みとされました。

しかし、私立の幼稚園・保育所（園）においては、運営者の事業に対する考え方（建学の精神など）や、教育・保育に対する方針があり、利用者もその考え方等への共感が利用につながっていることを考慮すると、一律的な認定こども園への移行を促進することは適当でないと考えられます。

そのため、幼稚園・保育所（園）から認定こども園への移行については、それぞれの施設並びに運営事業者の意向を尊重することとします。

また、幼稚園については、今後の提供体制やニーズ見込み、児童数の推移を見極めながら、教育・保育の一体的な提供を念頭に置いて検討することとします。

(2) 幼稚園教諭と保育所（園）保育士の合同研修に対する支援

現在、幼稚園や保育所（園）の職員を対象とする研修については、施設ごと、又は機関ごとに開催されています。

また、幼稚園と保育所（園）の職員相互の連携は進みつつあります。

勤務体制や勤務時間等の違いなど、幼稚園教諭と保育所（園）保育士との合同研修には難しい側面もありますが、教育・保育の質の向上に向けて、より多くの研修機会が確保できるよう、町が主体となり機関の連携に努めます。

(3) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策（より良い事業の提供に係る基本的考え方と推進方策）

特定教育・保育施設（幼稚園、保育所（園）、認定こども園）により、質の高い教育・保育サービスを提供します。

また、特定地域型保育事業所（家庭的保育事業、小規模保育事業等）は、特定教育・保育施設を補完し、就労状況などにより、特定教育・保育施設におけるサービスを受けることが難しい家庭を支援することとします。

地域子ども・子育て支援事業は、妊娠期を含むすべての子育て家庭をバックアップする役割を担います。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業との連携

認可された地域型保育事業者に対し、すべての教育・保育施設が参加する子育て支援関係機関ネットワークへの参加を呼びかけます。その中で情報の共有をはじめ、必要に応じた連携を進めます。

(5) 幼稚園及び保育所（園）と小学校等との連携

町内の幼稚園、保育所（園）、小学校、関係団体などとの連携を一層強化し、子どもの成長に切れ目のない支援と環境づくりを進めます。

7 教育・保育施設の質の向上

- 各保育所（園）では、各施設の運営方針に基づき、定期的な職員研修、保護者との懇談会などを行うことによって、より良い保育サービスに努めています。
- 年1回の監査のほか、第三者の苦情処理委員会を設置し、利用者本位の保育サービスの提供に努めます。
- 幼稚園では、教育の「質」を確保するため、管内公私立幼稚園連絡協議会等に参加し、各園の特色ある保育実践等の報告や情報交換を行います。
- 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・施設及び地域型保育事業の質の向上のため、職員の資質向上に向けた研修等の充実と定期的な情報交換を実施します。
- 地域子育て支援事業の質の向上のため、職員の資質向上に向けた研修等の充実と定期的な情報交換に努めます。
- 放課後健全育成事業の質の向上のため、職員の資質向上に向けた研修等の充実と定期的な代表者会議等により情報交換に努めます。

8 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

- 産前・産後休業、育児休業期間中の保護者をはじめ、すべての子育て世帯に対して、教育や子育て支援に関する情報提供や相談支援を継続します。
- 育児休業満了時（原則1歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が育児休業満了時から円滑に利用できるよう、対象者に対する利用希望の把握に努めます。
- 特定教育・保育施設との調整をはじめとする計画的な受け入れ方策の検討を進めます。

第6章 子育て支援施策の展開（次世代育成支援対策）

基本目標 1：すべての家庭の子育てを応援

1-1 地域子育て機能の強化

町内のあらゆる分野の施設や組織が積極的に子どもに関わることを促進し、地域子育て機能の強化を図ります。

《 施策の取り組み 》

1-1-1 地域子育て支援センター (住民課)

地域において、子育て親子の交流等を促進、子育て相談等の地域支援を行う事業です。

町内では現在、藤崎保育所・ときわ保育園の2か所で実施しており、引き続き地域での子育て支援拠点としての機能充実に努めます。

1-1-2 子育てサークル活動 (住民課)

主に就学前の子どもをもつ家庭の親子を対象として、子育て親子が気軽に、自由に利用できる交流の場において、子育て親子間の交流を深める取り組みです。

町内では藤崎地域に3サークルあり、毎週活動を開催しており、引き続き活動を支援します。

1-1-3 相談窓口の設置（子育てに関する相談窓口） (住民課)

育児相談、教育相談等は内容に応じて、それぞれの担当所管が対応しています。今後も関係部署との連携をとり、相談窓口の明確化を図ります。

1-1-4 家庭教育支援事業 (生涯学習課)

これから保護者となる方や子育て中の保護者の方を支援するために、子育てに関する学習機会を提供したり、子育てに関する悩みや家庭教育の相談にのったり、新たな地域人材の養成をしたりすることにより、地域全体で家庭教育を支援します。

家庭教育支援チーム『オアシス』は、地域の子育て経験者等に委嘱され、週3回程度活動していますので、引き続き活動を支援します。~~削除~~

1-1-5 地域における子育て支援サービス等のネットワーク形成の促進 (住民課)

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を推進します。

1-1-6 子育てに関する情報提供 (住民課)

地域住民の多くが子育てへの関心・理解を深め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、広報等で子育てに関する意識啓発等を進めます。

1-1-7 保育所(園)・幼稚園地域活動事業 (住民課)

地域に開かれた社会資源として、保育所(園)・幼稚園の有する専門的機能を地域住民のために活用することを目的に、世代間交流や異年齢児交流、社会福祉協議会等、幅広い活動を推進します。

1-2 母子保健・医療サービスの推進

晩婚化の進行に伴い、出産年齢も上昇する傾向にあり、妊娠期の健康の確保は、胎児への影響も大きいため、非常に重要であるとともに、妊娠期から出産・育児へ継続した支援体制の整備が必要です。

そのため、安心して出産し健やかに育てることができるよう、健康診査や保健指導など、妊産婦や乳幼児に対する保健サービスの充実を図り、未受診者への受診奨励等の対応、健診後のフォローアップにも取り組みます。

《 施策の取り組み 》

1-2-1 妊娠届出時健康相談 (福祉課)

保健師が妊娠届出時に、妊娠期を安全に過ごすための知識の普及、ハイリスクの妊婦の把握に努めています。

ハイリスク妊婦※についても初回面接のみのことが多いので、継続して支援ができるよう、今後も実施していきます。

※ハイリスク妊婦：

母親自身の妊娠期、分娩期、産褥期や赤ちゃんの胎児期、新生児期に危険が生じる可能性を高くもっている妊婦

1-2-2 乳児健診 (福祉課)

生後3~4か月児対象に、年6回開催しています。

疾病の早期発見、早期治療を目標に、また、健診において発育・発達の確認をするほか、子ども達が健やかに育つよう、個別相談にも応じています。

引き続き、受診率の向上を図るとともに、未受診児への勧奨を行います。

1-2-3 乳児一般委託健診 (福祉課)

委託医療機関で、1歳未満の乳児が無料で健診を2回受診できる券を発行しています。今後も活用をPRしながら、利用促進を図ります。

1-2-4 1歳6か月児健診 (福祉課)

1歳7~8か月児を対象に、年6回開催しています。

疾病の早期発見、早期治療、また、行動発達上の問題を早期に発見し療養につなげることを目標に、発育・発達の確認をしながら、健やかに育つように育児支援を行っています。

さらに、将来の生活習慣病を予防できるよう生活習慣や食習慣の確立を図っていきます。

1-2-5 3歳児健診 (福祉課)

3歳7~8か月児を対象に、年6回開催しています。

疾病の早期発見、早期治療、また、行動発達上の問題を早期に発見し養育につなげることを目標に、発育・発達の確認をしながら、健やかに育つように育児支援を行っています。

さらに、将来の生活習慣病を予防できるよう生活習慣や食習慣の確立を図っていきます。

1-2-6 乳幼児健康診査精密検査 (福祉課)

乳幼児健診の結果、精密検査が必要な子どもに受診票（無料券）を発行して、医療機関につなげます。

1-2-7 予防接種 (福祉課)

2か月以上の乳幼児、児童、生徒を対象に集団、個別で予防接種を実施しています。

また、乳幼児、児童、生徒の保護者を対象として、予防接種の種類、効果、受け方等について相談に応じています。

1-2-8 妊婦健康診査受診券の発券 (福祉課)

妊娠届出をした妊婦に対して、安全な分娩と健やかな子どもの出生を迎えられるよう、定期健診時の受診券を14回分発券しています。

1-2-9 小児医療体制の充実・確保に向けた取り組み (福祉課)

安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保に取り組めます。

また、小児救急医療について、県・近隣の市町村及び関係機関との連携を図り、積極的に取り組めます。

1-2-10 障がいの早期発見、早期治療・療育体制の充実 (福祉課)

障がいの早期発見のため、妊婦や乳幼児の健康診査受診率の向上を図るとともに、妊婦から乳幼児まで一貫した健康管理ができる体制づくりを推進します。

また、訪問指導や療育相談、施設を利用した地域相談等を通じて、障がいのある子どもの発達段階に応じた適切な療育指導を行います。

1-2-11 母子健康相談 (福祉課)

妊婦、3 か月以上の乳幼児を対象に毎月、保健師が身体計測後個別に相談に応じます。

1-2-12 7 か月児健康相談 (福祉課)

生後 6~8 か月児を対象に年 6 回実施しています。生活リズム等月齢の発達に合わせた指導を保健師が行っています。

1-2-13 10 か月児健康相談 (福祉課)

生後 9~11 か月児を対象に年 6 回実施しています。生活リズム等月齢の発達に合わせた指導を保健師が行っています。

1-2-14 妊産婦・新生児・乳児訪問指導 (福祉課)

保健師がハイリスク妊婦の訪問や出生後 2 か月くらいまでの新生児・乳児を訪問して、発育・発達状況の確認をしながら育児支援をしています。

新生児・乳児訪問については、全員に実施しています。

1-2-15 相談・指導体制の整備 (福祉課)

健康診断時における障がいの早期発見と、関係機関との連携を図り、適切な指導と助言に努めます。

1-3 健康教育の促進

子どもがのびやかに育つために、心身の健康は欠かせないことです。

乳幼児期から正しい食生活を身につけ、食を通じて豊かな人間性を育む心身両面の健全育成を図るため、本町では「食育の推進」を図っています。

また、思春期は、一生のうちでも身体面、精神面の発達や変化が著しい時期であり、思春期の体や心の健康の問題が、生涯の健康に影響することも指摘されていることから、正しい知識を身につけ、責任ある行動をとれるよう育成するための健康教育を促進します。

《 施策の取り組み 》

1-3-1 食育の推進《離乳食指導》 (福祉課)

7 か月児・10 か月児の乳児を対象に、年 12 回開催しています。

離乳食教室では、栄養士が離乳食の作り方、与え方、進め方について、調理実習を交えて実施しています。

1-3-2 食育の推進《幼児栄養指導》 (福祉課)

1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診の開催時に、年 6 回栄養士により、栄養バランス、糖分の摂取等生活習慣病予防のための栄養指導を実施しており、おやつを試食も含めた栄養指導の機会となっています。

今後も肥満ややせすぎなど、個々に対応した栄養指導を行い、早い時期からの正しい生活習慣の形成をめざします。

1-3-3 食育の推進《児童・生徒栄養指導》 (福祉課)

小学生とその保護者を対象に、年2回(夏休み・冬休み)、親子料理教室開催時に実施しています。

食生活改善推進委員会で、栄養士と協力して、調理実習、食事のバランスなど生活習慣病予防のための栄養指導を実施しています。

1-3-4 乳幼児歯科保健指導 (福祉課)

4か月以上の乳幼児を対象に、年24回開催しています。

7か月児・10か月児健康相談、1歳6か月児健診、3歳児健診開催時に、保健師、歯科衛生士による集団指導、個別指導で実施しています。

1-3-5 思春期セミナー (生涯学習課)

中学生を対象に、学年に応じたテーマで、生命の大切さと性の仕組みについて学びます。

1-3-6 パパ・ママ教室 (福祉課)

妊婦とその夫を対象に、年3回開催しています。

妊婦疑似体験、沐浴実習を通して、妊娠・分娩に関する正しい知識の普及、父親の育児参加、妊婦同士の仲間づくりを図っています。

1-4 子育て家庭の経済的負担の軽減

世界的に不安定な経済状況、長引く不況など家計への経済的負担は、年々増加しています。

現状を鑑みて、本町でも保育所(園)、幼稚園保育料等の軽減をはじめとして、小中学校を含めた教材費などは、適切な負担となるよう努めます。諸制度の活用や運営の効率化、国等への要望などにより、子育て家庭の負担の軽減に努めます。

《 施策の取り組み 》

1-4-1 出産祝い金 (住民課)

出産祝い金は、町内に3年以上住所を有し、第2子までの子と生計を同じくする父母が第3子以上の子を出産したときに支給します。

1-4-2 奨学金の貸与 (学務課)

町内に居住する世帯の高校・短大(専門学校含む)・大学生で、優秀な学生・生徒が経済的な理由により、就学が困難な場合に就学費用を貸与します。

1-4-3 児童生徒各種競技大会参加補助 (学務課)

県大会以上の大会へ参加する、児童・生徒・教職員等の派遣費用を補助します。

1-4-4 就学援助費の支給 (学務課)

経済的理由により、就学が困難であると認められる児童・生徒の保護者に対し、就学に要する諸経費を援助します。

1-4-5 私立幼稚園奨励事業 (学務課)

私立幼稚園の設置者が、在園児の入園料を減免する場合に補助をしています。

1-5 ひとり親家庭等への支援

近年離婚等により、ひとり親家庭が増加する傾向にあります。

母子家庭の多くは、母親が就労しなくてはならない状況であり、就業の問題や子どもの教育の問題などを抱えており、父子家庭についても、家事、就労、子どもの教育の問題などを抱えています。

そのため、ひとり親家庭の自立化を確保するため、相談・支援体制の整備を図ります。

《 施策の取り組み 》

1-5-1 母子福祉団体への支援（母子寡婦福祉会への協力） (住民課)

母子福祉団体等に対する必要な施策を講ずるように努めます。

1-5-2 ひとり親家庭等に対する相談体制の充実や情報提供 (住民課)

ひとり親家庭等に対する相談体制の充実や施策、取り組みについての情報提供を行います。

1-5-3 ひとり親家庭等医療費助成事業 (住民課)

ひとり親家庭等に対して、児童が18歳に達した日以降における最初の3月31日まで医療費の自己負担分を、父又は母等の医療費の一部を助成しています。

1-6 要支援児童へのきめ細かな取り組み

障がいのある子どもと家族が安心して生活が送れる地域社会を実現するため、在宅支援の充実に努めるとともに、障がい児保育については、一人ひとりの特性や成長に応じた多様な保育を行うための環境整備を推進することが必要です。

障がいのある子どもが地域で安心して暮らしていけるよう、在宅福祉サービスを充実させ、地域の見守りの中で育ていけるよう配慮します。

また、いじめなどの原因により不登校になってしまった、児童・生徒への支援への取り組みを実施します。

《 施策の取り組み 》

1-6-1 重度心身障害者医療費助成制度 (福祉課)

重度障がいのある方が、医療機関等にかかったときの保険診療の自己負担分を助成します。

1-6-2 いじめ問題等対策事業 (学務課)

児童・生徒との信頼関係を基本とし、教師の毅然とした態度と家庭や関係諸機関との情報交換を密にし、いじめに対する共通理解と共通行動を図っています。

1-6-3 障がい児保育の実施 (住民課)

保育所(園)や放課後児童健全育成事業における障がいのある子どもの受け入れを推進するとともに、各種の子育て支援事業との連携を図ります。

1-7 児童等虐待防止対策の推進

児童虐待への対応は、一部の関係者や一部の機関の取り組みだけでは限界があることから、発生を疑う時点からの情報をできるだけ迅速に関係機関につなぐとともに、すみやかにかつ的確な対応を行うことが求められます。

このため、児童相談所、保育所(園)、幼稚園、小学校、中学校、教育委員会、家庭相談員、小児科医、主任児童委員等関係機関で構成する虐待防止ネットワークの構築を図り、虐待の防止・早期発見・早期対応の推進を図っていきます。

《 施策の取り組み 》

1-7-1 虐待防止ネットワークの設置 (住民課)

関係行政機関のみならず幅広い参加を呼びかけ、単なる情報連絡の場にとどまらず、個々のケースの解決につながるような取り組みに向けて、虐待防止ネットワークの積極的な設置を働きかけます。

また、虐待の早期発見・対応として、児童虐待に着目した福祉事務所(児童相談所)における取り組みの充実や主任児童委員、民生委員・児童委員等の積極的な活用を推進します。

基本目標 2 : 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

2-1 多様なニーズに対応した教育・保育サービスの充実

子育て支援のニーズは多様化しており、中でも保育サービスについては通常保育サービスはもちろんのこと、延長保育や休日保育などニーズが多岐に渡っています。保護者や現場の保育士等の意見を聴きながら、基盤整備を進めます。

《 施策の取り組み 》

2-1-1 認可保育所（園） （住民課）

町内には認可保育所（園）が7か所あり、保護者が日中就労等のために保育できない就学前児童を適切に保育するため、入所希望状況などに応じた受け入れに努めます。

また、乳児の受け入れなど低年齢児保育の充実を図るため、施設整備や保育体制について引き続き検討し、保育ニーズにあった体制や整備を行います。

2-1-2 延長保育 （住民課）

延長保育とは、保育所（園）の開所時間は午前7時から午後6時までの11時間ですが、開所時間が11時間を超える場合をいいます。

本町では、すべての認可保育所（園）で延長保育を実施しています。

2-1-3 夜間保育 （住民課）

夜間保育とは、午後6時を過ぎて、保護者が仕事などの事情により、子どもの保育ができない場合、保護者に代わって保育をすること、またその制度です。

現在、本町では実施していません。また、ニーズ調査でも利用意向は今のところほとんどありませんが、今後本事業の保護者への周知、推進を図っていきます。

2-1-4 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） （住民課）

短期入所生活援助(ショートステイ)事業は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行うものです。また、夜間養護等(トワイライトステイ)事業は、夕方から夜間において、保護者の疾病、冠婚葬祭、子育てからのリフレッシュなどの理由により、一時的に保育が必要となった場合、子どもを預かるシステムで、本事業は、現在本町では実施していません。ニーズ調査でも利用意向はありませんでしたが、引き続き利用へのニーズを把握し、事業の必要性について検討し、今後本事業の保護者への周知、推進を図っていきます。

2-1-5 休日保育 （住民課）

利用対象者は就学前児童で、保護者の勤務形態の多様化に応じた保育の実施を実現するため、日曜日・祝日等に保育に欠ける児童を保育する事業です。

現在、町内では、藤崎保育所、西中野目保育所、小畑保育所、ふじ保育園、ときわ保育園の5か所で実施しています。

2-1-6 一時預かり

(住民課)

保護者の疾病や災害等により、一時的に家庭での保育が困難となった場合又は育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要となった場合、保育所（園）等において児童を一時的に預かることができる事業です。

現在、町内の保育所（園）7箇所及び幼稚園、すべてで実施しています。

2-1-7 病児・病後児保育（病後児対応型）

(住民課)

児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所（園）等に付設された専用スペースで一時的に保育する事業。現在町内で実施している病院・保育所（園）等はありませんが、「弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定書」に基づき、弘前市が行う病児・病後児保育事業と連携し実施しています。

ニーズ調査では、実施を希望する声も上がっていますが、実際に利用している病児が少ないので、本事業の保護者への周知、推進を図ります。

2-1-8 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（社会福祉協議会）

地域住民同士の育児に関する互助援助活動で、サービス提供者・利用者ともに登録する会員組織によって運営されています。

本町では、町外郭団体である社会福祉協議会で実施していますが、利用者が少ないので、本事業の保護者への周知、推進を図っていきます。

2-1-9 認定こども園

(住民課)

認定こども園とは、幼稚園、保育所（園）等のうち、(ア) 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）、(イ) 地域における子育て支援を行う機能（すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能）を備える施設で、都道府県知事が「認定こども園」として認定した施設をいいます。現在、藤崎町には対象施設はありませんが、子ども・子育て支援新制度が施行する平成27年度以降、広域入所を含めて保護者の多様なニーズに合わせ、対応できるような体制を図ります。

2-1-10 家庭的保育事業

(住民課)

乳児又は幼児について、市町村の認可を受けた家庭的保育事業者の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業です。現在、藤崎町では、認可を受けた事業者はありませんが、子ども・子育て支援新制度が施行する平成27年度以降、保護者の多様なニーズに合わせた体制づくりに努めます。

2-1-11 幼稚園における預かり保育（プレイルーム）

(住民課)

家事や勤務等の都合により、保育時間の延長や長期休暇中の保育を希望する保護者のために、預かり保育（プレイルーム）を引き続き実施します。

2-2 教育・保育サービスの質の向上への取り組み

日中の長い時間を保育所（園）で過ごす子ども達の生活と成長を保障するためにも、保育の質の確保は重要です。

サービスの情報提供、評価制度の導入などを検討し、資質向上を図ります。

《 施策の取り組み 》

2-2-1 サービスの質の向上にむけた積極的な情報提供 （住民課）

保育サービスの利用による選択や質の向上に資する観点から、保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。

2-2-2 評価等の仕組みの導入・実施への取り組み （住民課）

保育サービスの質を担保する観点から、サービス評価等の仕組みの導入、実施等について検討します。

2-2-3 幼児教育の充実 （住民課）

基本的な生活習慣を身につけることを基本に、子どもの成長に応じた一人ひとりの個性や豊かな心を育むことの大切さといった発達や学びの連続性を踏まえ、幼稚園・認定こども園等の特色を活かしながら、教育・保育環境の中核である教員・保育士の資質の向上を図り、幼児教育の充実に努めます。

2-3 放課後児童への対策

共働き家庭の親が安心して子育てし、働き続けることができるよう、学童期の保育サービスの拡充に取り組みます。

《 施策の取り組み 》

2-3-1 学童保育事業（放課後児童クラブ） （住民課）

保護者が日中、就労等のために家庭にいない小学生児童が健やかに成長できるよう、学童保育を実施し、適切な遊びや放課後の居場所を提供します。

新制度の施行にあたって、地域や利用者の動向を踏まえながら、対象児童や受け入れ人数等の充実に図ります。

2-3-2 放課後子ども教室 （生涯学習課）

主に土曜日に、小学生を対象としたスポーツや文化活動などの様々な体験活動、地域住民と学童クラブ（放課後児童クラブ）との交流活動等を実施しています。

また、平成26年に国より示された「放課後子ども総合プラン」に沿い、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施にあたっては、教育委員会と住民課が連携を図り、町内の学童クラブ（放課後児童クラブ）との一体的な取り組みや学校の余裕教室の活用を検討など、総合的な放課後対策に取り組みます。

なお、放課後子ども教室については、平成31年度までに一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を1か所整備するとともに、藤崎町内全小学校区に放課後子ども教室を整備することを目指します。

10行追加



2-3-3 きらきら子ども塾

(生涯学習課)

放課後子ども教室事業の1つで、小学生を対象に夏休み3回、冬休み3回実施しています。地域ボランティアを活用し、子どもたちが教科学習を自発的にできる場所、わからないことが聞ける学習の場を提供するための活動です。

2-4 就労環境の整備促進

女性が仕事と子育てを両立させていくためには、子育てをしやすい労働環境の整備が重要な条件となります。育児休業制度が実施されましたが、普及・定着が十分ではなく、男性の取得者も少ない状況です。このため、育児休業制度の普及・活用の促進や、男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにする働きかけを進めます。

《 施策の取り組み 》

2-4-1 意識改革推進のための広報・啓発・研修・情報提供

(関係各課)

労働者、事業主、地域住民等へ「多様な働き方、男性を含めた働き方の見直し」の意識改革を推進するための広報・啓発・研修・情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図りながら積極的に推進します。

2-4-2 仕事と子育ての両立支援のための整備体制、関係法令の広報等

(関係各課)

仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、関係法令等の広報・啓発、情報提供等について、国、県、関係団体等と広域的連携を図りながら積極的に推進します。

基本目標 3 : 学びを通して親子が育つ環境づくり

3-1 子どもの個性や可能性を伸ばす教育の充実

子ども達の個性を伸ばし、創造性を育みながら、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力を培う取り組みを推進します。

《 施策の取り組み 》

3-1-1 子ども会リーダー研修の開催 (生涯学習課)

子ども会のリーダーとなる、すべての小学5、6年生を対象に実施しています。

子ども会のリーダーとしての心構えと資質の向上を図り、自然に親しみながら体験学習を通して、たくましさや自信に満ちたリーダー育成を目的として、開催されています。

3-1-2 乳幼児とふれあう機会を広げる取り組み (各教育機関)

中学生が、子どもを産み育てることの意識を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所(園)、幼稚園、また、町保健師の協力を得て「赤ちゃんふれあい教室」を実施し、乳幼児とふれあう機会を広げる取り組みを推進します。

3-2 文化活動の促進

公民館や図書館などを通じて、子ども達が日本語の美しさ、物語の楽しさに触れる機会を提供し、豊かな想像力と言語力を育む支援を行います。

また、藤崎町の「歴史」を大切に、貴重な伝統文化を子ども達に継承する事業の充実を図ります。

《 施策の取り組み 》

3-2-1 おはなしのとびら (図書館)

図書館内(児童室)で読み聞かせボランティア団体の会員が、季節にあった内容の話を絵本・語り・紙芝居などで紹介しています。月1回第3土曜日に実施。

3-2-2 おはなしつくしんぼ (図書館)

図書館内で読み聞かせボランティア団体の会員が、絵本・語り・紙芝居などの読み聞かせを行っています。年1回(4~5月)に実施。

3-2-3 夏の夜のおはなし会 (図書館)

図書館内で読み聞かせボランティア団体の会員が、テーマにあわせた内容の話を、絵本・語り・人形劇などで紹介しています。年1回(7月)に開催。

3-2-4 図書館延長デー (図書館)

夏の夜のおはなし会を開催する日に合わせて、開館時間を3時間延長します(17時~20時まで)。

3-2-5 おはなしボックス (図書館)

町読書ボランティアの方々が図書館において、様々なおはなしを楽しめるおはなし会を開催しています。おはなしの内容ごとに3ブロックに分け、それぞれの部屋に移動をして違う内容の話をお聴くことができます。年1回(10~11月頃)

3-2-6 おはなしおさんぽ (図書館)

町内7保育所(園)、1幼稚園に出向いて、講師がお話しを披露します。年8回程度実施しています。

3-2-7 ブックスタート事業

(図書館)

年6回、「ブックスタート友の会」の協力により、乳児健診の合間を利用して、会場で絵本を紹介・展示し、絵本にふれあってもらおう活動です。

3-2-8 子ども映画鑑賞会 (図書館)

小学生を対象に、夏休みに図書館で所蔵している児童向け昔話・童話作品等を上映する事業です。

3-2-9 クリスマスお話し会 (図書館)

保育所(園)児・小学生を対象に、読み聞かせボランティア団体「わっこの会」の協力により、冬のお話し会を開催します。

3-2-10 職場体験・見学会受入れ (図書館)

中・高生を対象に職場体験の受入れ、又小学生を対象とした図書館見学会等を実施し、生徒・児童が図書館で仕事等を実際に体験することにより、生涯学習の拠点となる図書館活動の推進を図ります。

3-2-11 ねふた灯籠づくり教室 (常盤公民館)

子ども会会員とその保護者を対象に、親子でのねふた灯籠づくりを通し、自分の手で作る喜びと、親と子どものふれあいを楽しみます。

3-3 学校教育の充実

豊かな心を持ち、自ら学ぶ力と社会の変化に主体的に対応するたくましい人間の育成をめざし、各学校がその特質を生かした教育を推進します。

また、思春期は、一生のうちでも身体面、精神面の発達や変化が著しい時期であり、思春期の体や心の健康の問題が、生涯の健康に影響することも指摘されていることから、正しい知識を身につけ、責任ある行動をとれるよう育成します。

《 施策の取り組み 》

3-3-1 外部人材の協力による学校教育の活性化 (小中学校(学務課))

ゲストティーチャー（指導者として特別に学校に招いた一般の人々）などの外部人材の協力により学校教育の活性化に取り組みます。

また、町内の小学校、中学校で外国語指導助手（ALT※）派遣による英会話の学習を推進します。

※Assistant Language Teacher の略で、外国語指導助手をいいます。

3-3-2 道徳教育の充実 (学務課)

人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を具体的な生活の中に生かし得るよう、豊かな心を育む体験活動を推進します。

3-3-3 教職員研修事業 (学務課)

専門性を高め、教育活動の充実を図るための研究会・講習会・講演会等を実施します。

3-3-4 学校生活相談員の配置 (学務課)

生徒が悩みを気軽に話すことができ、ストレスを和らげることができる環境を提供します。

3-3-5 特別支援学級の開設 (学務課)

教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために、小・中学校に設置し、自立を目指し、たくましく生活していく力を育むとともに、その基盤としての基本的な生活習慣の形成と定着を図ります。

3-3-6 薬物乱用防止教育の推進 (学務課)

小・中学生を対象に、早期から薬物に対する正しい知識と理解をもつために、関係機関と連携を図りながら、予防教育を実施していきます。

3-3-7 喫煙予防教育の推進 (学務課)

小・中学生を対象に喫煙予防についての理解を深め、自分自身の健康に関心をもつよう、予防教育を実施していきます。

3-4 生涯学習の推進

将来の藤崎町を築く豊かな心の育成をめざし、地域の自然や人々といった資源を活かしながら、子ども達の多様な生涯学習機会の創出に努めます。

《 施策の取り組み 》

3-4-1 生涯学習ボランティア・社会教育団体のリーダー育成 (生涯学習課)

地域子ども教室推進事業の運営により、地域のボランティア、リーダーを活用し、人員の養成を図ります。

3-4-2 学習関連施設の連携と学習情報の収集 (生涯学習課)

地域の学習情報の収集・広報を行い、子どもの体験活動に寄与することを目標に、放課後子どもプラン委員会との連携を継続します。

3-4-3 地域に根ざした自発的な学習活動の推進 (生涯学習課)

地域の講師・題材による、週末講座を開催します。また、放課後子どもプラン委員会と連携を充実させます。

3-4-4 生涯学習拠点施設（文化センター）の機能充実 (生涯学習課)

放課後子どもプラン委員会に対し、活動拠点を提供するとともに、ホームページの内容を充実させ、生涯学習活動に寄与します。

3-5 スポーツ活動の促進

子どもの頃から生活習慣や健康について正しい理解と実践力を身につけておくことは、生涯を通じて心身ともに健やかに生きていくためにとても重要です。

学校教育の場などを通じて、自分の体をいたわることの大切さ、運動等を通して体を鍛える必要性、性の違いなどを理解し、子ども達自身で管理できるよう支援します。

《 施策の取り組み 》

3-5-1 総合型地域スポーツクラブの育成の推進 (NPO 法人体育協会)

生涯スポーツ・レクリエーション各種目の指導者の育成を推進します。

3-5-2 スポーツ・レクリエーション指導者の養成 (生涯学習課)

部活やスポーツ少年団活動の状況を踏まえながら、指導者をはじめとした、地域のスポーツ環境の整備を図ります。

3-5-3 学校のスポーツ環境の整備 (学務課)

すぐれた指導者の育成や確保、指導方法の工夫や改善等を進め、体育の授業を充実させるとともに、外部指導者の活用や地域との連携の推進、スポーツ行事の推進等により、学校におけるスポーツ環境の充実を図ります。

基本目標 4 : 安心・安全な子育てのまちづくり

4-1 安心して外出できる環境づくり

道路交通の安全を図るため、カーブミラー、ガードレール、防犯灯等の新設や修繕を行い、子どもや保護者が安全に、安心して歩行できる道路整備を行います。

《 施策の取り組み 》

4-1-1 防犯灯、緊急通報装置等の防犯設備の推進 (関係各課)

通学路や公園等における防犯灯、緊急通報装置等の整備を推進します。また、公共施設等の防犯設備の整備を推進するとともに、これらの必要性に関する広報啓発活動を実施します。

4-1-2 公共施設等のバリアフリー化 (関係各課)

すべての人が、安全で快適に利用できるよう、公共施設等のバリアフリー化※を推進します。

※バリアフリーとは本来、障害者が利用する上での障壁が取り除かれた状態として広く使われています。ここでのバリアフリー化は、子ども・障害者・高齢者の方も含め、誰もが安心して公共施設等を利用できるよう、建物内の段差をなくす、手すり等を取り付けるといったことです。

4-2 交通安全教育の推進

子ども達を交通事故から守るためには、彼ら自身が事故の恐ろしさ、どのような点に注意をしてまちの中を歩くのかを知るための交通安全教育を進めていくことが重要です。

幼稚園・保育所（園）等の幼児については保護者に、小学生以上については学校教育の場を利用して関係機関との連携を図りながら、交通安全教育の運動を進めていきます。

《 施策の取り組み 》

4-2-1 交通安全推進事業 (総務課)

各種団体とともに街頭での啓蒙活動を実施し、安全運転の普及に努めるとともに、交通安全標識等の整備を推進します。

また、通学路に交通整理員を配置し、児童が安全に道路を通行するために必要な誘導を行い、通学時における交通事故抑止に努めます。

4-2-2 交通安全教室事業 (総務課)

ボランティア団体を通じて、小中学校において交通安全教室を開催し、交通ルールの習得や事故防止の運動を進めていきます。

4-3 子どもを守る防犯対策

現在も各機関による安全確保のための施策が実施されていますが、時代の変化に伴い子どもを犯罪から守るために、より充実した安全対策支援が望まれています。

地域住民の自主的な安全意識の高揚や各機関の活動の継続実施等充実に努め、地域ぐるみの協働による安全の確保を図ります。

《 施策の取り組み 》

4-3-1 防犯ネットワーク事業 (総務課)

子どもを犯罪などの被害から守るため、関係機関団体との情報交換・連携により情報を共有することで防犯対策のネットワークの構築を図り、犯罪の抑止に努めます。

4-3-2 防犯パトロール事業 (総務課)

学校付近や通学路等において、PTAなどの学校関係者や防犯ボランティアの関係機関・団体と連携したパトロール活動を推進します。

4-3-3 防犯ボランティア活動の推進 (総務課)

子どもがトラブルに巻き込まれないように、安心して暮らせる環境を確保するため、地域のコミュニケーションを図りながら、犯罪などにあつたときの緊急避難場所である「子ども110番の家」などの防犯ボランティア活動を推進します。

4-3-4 声かけリーダーの養成 (生涯学習課)

青少年健全育成県民運動及び命を大切にすることを育む県民運動の推進を図るため、県知事が全市町村に認定する「命を大切にすることを育む『声かけリーダー』」を対象として、その職務に必要な知識を習得し、自主的な活動を効果的に進めるための研修を行い、リーダーを養成する事業の推進に努めます。

地域全体で子ども達に声をかけ、人間関係の結びつきや地域の一員として認められているという安心感を子ども達に与えるとともに、命の大切さについて伝えていくことを目的に、活動計画を作成し、あいさつ運動や見守りなど、地域ぐるみの声かけ事業の推進に取り組みます。

4-4 住環境の整備

子どもの健全な育成を促すためには、住環境を整備し、すまいの場の提供が不可欠です。町では、住宅マスタープランの策定を図り、町営住宅の改修、建て替え計画を進めるとともに、若年層の定住促進を見据え、新たな住宅団地の整備や持ち家取得・新規定住者への支援など、多目的な住環境施策の推進に努めます。

《 施策の取り組み 》

4-4-1 公営住宅確保の支援 (建設課)

子育て家庭に良質な住宅を確保するため、住宅の確保が困難となる低所得者や母子家庭などに対し、公営住宅等の確保を促進します。

第7章 計画の着実な推進に向けて

本計画の推進に当たっては、関係機関・団体等との連携を深め、情報の共有化を図りながら事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・事業者・行政などそれぞれが子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに力を合わせながら、子育て支援に関わる様々な施策の計画的・総合的な推進に取り組みます。

1 計画の推進体制

(1) 住民や地域・関係団体等との連携

地域における子育て支援を推進し、本計画を実効性のあるものとしていくためには、町が本計画に基づき、安心安全な子育て支援を着実に展開していくとともに、子育て家庭や地域・関係団体等の主体的な取り組みが必要不可欠となります。

そのため、町の広報やホームページ等の媒体や機会を通じて、積極的に計画の周知や啓発活動等を行うほか、子育て施策や母子保健活動、相談事業等を通じて、子育て家庭の意向を把握し、地域・関係団体等と十分に連携を図りつつ、計画での取り組みを推進します。

(2) 庁内における推進体制

子ども・子育て支援に関する施策は、多岐の分野にわたっており、全庁的な取り組みとして総合的・計画的に推進するため、庁内各関係部局と子ども・子育て支援に関する取り組みを共有し、連携を強化します。

そこで、関係各課と連携し情報の共有化を図り、改善すべき課題等の共通認識を持ち、本計画を推進していきます。

(3) 広域利用による連携体制

教育・保育のニーズに係る地域子ども・子育て支援事業量の確保及び推進にあたっては、町内及び町外の利用を踏まえ、県及び近隣市町村と調整を図りながら、他町村との連携による受入れ等も含めた見込み量の確保及び事業の推進に取り組みます。

2 計画の達成状況の点検・評価

本計画の達成に向けては、計画の進捗状況を定期的に点検・評価する等、着実な推進を管理していくとともに、事後の検証を行える体制を整える必要があります。

そのため、藤崎町子ども・子育て会議において、定期的に計画の進捗状況について報告を行い、意見を聴くこととします。

また、計画の着実な推進や各種サービスの円滑な利用に向けて、子育てに関する各種制度の周知を図るとともに、教育・保育サービスへの要望の把握に努めます。

資料編

1 条例

藤崎町子ども・子育て会議条例

(平成25年9月12日条例第45号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、藤崎町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援の関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 子どもの保護者
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、町長が招集する。

2 子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、住民課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 委員名簿

藤崎町子ども・子育て会議委員名簿

任期：平成25年11月5日から平成27年11月4日まで

番号	氏名	所属・役職等	選出区分	備考
1	鈴木 政治	中学校長経験者	子ども・子育て支援に関し 学識経験を有する者	
2	中村 洋子	藤崎町主任児童委員	子ども・子育て支援の関係 団体に属する者	
3	村上 トキ子	藤崎小学校学童クラブ指導員		
4	小杉 利彦	藤崎町役場 生涯学習課長 (放課後子どもプラン推進事業担当)		
5	安藤 智史	藤崎町立常盤小学校 校長	教育関係者	会長
6	成田 憲一	学校法人藤崎キリスト教学園 藤崎幼稚園 園長		
7	佐藤 敏昭	社会福祉法人伸栄会 藤崎保育所 統括施設長 (藤崎町地域子育て支援センター)	保育関係者	
8	工藤 勝	社会福祉法人つくし会 ときわ保育園 園長 (ときわ保育園地域子育て支援センター)		
9	安倍 淳子	社会福祉法人しらかば会 ふじ保育園 主任保育士		
10	久保田 信人	藤崎町連合PTA会長 (明德中学校PTA会長)	子どもの保護者	副会長 (※)
11	山上 恵子	公募委員		
12	牧野 優子	公募委員		

(※) 任期：平成26年5月19日から平成27年11月4日まで

青森県 藤崎町
子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月 発行

発行者 藤崎町役場
編集 住民課 子育て支援係

〒038-3803 青森県南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目1番地

電話: 0172-75-3111(代表)

FAX: 0172-75-2515

町ホームページ: <http://www.town.fujisaki.lg.jp>